

第2次加須市交通安全計画

令和3年度～令和7年度

令和3年3月

加 須 市

はじめに

加須市では、安全で快適なまちづくりの実現に向け、平成28年に「加須市交通安全計画」を策定し、現在まで市民の皆様をはじめ、関係機関と一体となり、交通安全対策の充実に、積極的に取り組んでまいりました。

その結果、交通環境の整備や啓発活動が大きく推進され、市内での交通事故死傷者数が減少傾向に推移するなど、着実な成果を収めているところであります。

しかしながら、依然として多くの交通事故が発生するとともに、尊い命も奪われています。交通事故は、当事者とその家族の平穏な生活を一瞬にして奪います。市民の皆様が、安心して安全に暮らすことができる快適な生活を確保するためには、更なる交通事故の防止を推進していかなければなりません。

また、近年の加速的に変化する社会環境の中、長寿化の進展を背景に、高齢者の運転免許保有者数は増加しており、高齢者が関係する交通事故も増加傾向にあるなど、社会環境の変化を踏まえ、継続して交通事故の抑止を図る必要があります。

このたび策定いたしました「第2次加須市交通安全計画」は、「交通死亡事故ゼロ」を基本目標に、これからの社会環境の変化に対応するとともに、本市における交通事故の特徴に応じた、総合的かつ長期的な交通安全対策を計画的に推進するものであります。

本計画に基づき、市民の皆様をはじめ、関係機関の皆様との協働により、「安心安全でいきいきと暮らせるまちづくり」の実現を目指し、全力で取り組んでまいりますので、より一層の御理解と御協力をお願いいたします。

令和3年3月

加須市長 **大橋良一**

目 次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の趣旨・目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1
第2章	第1次 交通安全計画（平成28年度～令和2年度）の評価	2
1	基本目標結果	2
2	令和2年までの目標結果	2
3	施策ごとの取組評価	2
第3章	現状と今後の課題	3
1	交通環境	3
2	交通事故等の現状と特徴	3
	(1) 交通事故発生件数等の推移	
	(2) 人身事故の原因別件数	
	(3) 死傷者の年齢層別人数	
	(4) 死傷者の状態別人数	
	(5) 道路別、道路形状別交通事故発生状況	
	(6) 時間帯別交通事故発生状況	
	(7) 交通死亡事故の特徴	
3	交通安全対策の充実に向けた課題	9
	(1) 交通安全意識の向上	
	(2) 交通環境の整備	
	(3) 救助・救急活動の充実	
	(4) 交通事故被害者支援の推進	
第4章	計画における目標	10
1	基本目標	10
2	令和7年までの目標	10
第5章	交通安全施策の体系	11
第6章	交通安全施策の推進	12

1	交通安全意識の向上	12
	(1) 子どもから高齢者まで生涯にわたる交通安全教育の推進	
	(2) 自転車安全利用の推進	
	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
	(4) 交通秩序の維持	
2	交通環境の整備	30
	(1) 地域の実態等を踏まえた交通安全対策の推進	
	(2) 歩行者や自転車利用者の通行空間の確保	
3	救助・救急活動の充実	42
	(1) 救助・救急体制の整備	
	(2) 救急医療体制の充実	
4	交通事故被害者支援の推進	44
	(1) 交通事故相談事業の活用促進	
	(2) 交通事故被害者の支援	
第7章	計画の推進体制と進行管理	46
1	加須市	
2	事業所、関係機関・団体	
3	市民	
4	加須市交通安全対策協議会	
【参考】		
	・加須市自転車の安全利用に関する条例	48
	・加須市交通安全対策協議会条例	51

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨・目的

加須市では、平成28年9月に策定した「加須市交通安全計画」により、安全で快適なまちづくりの実現に向け、交通安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱、その施策を推進するために必要な事項を定め、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進してきました。

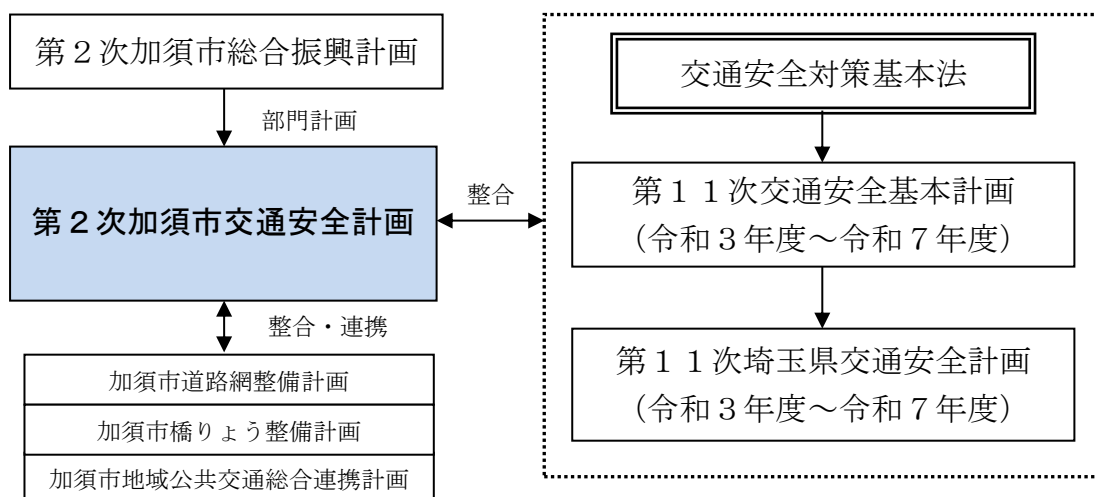
その結果、令和2年中の市内における人身事故発生件数は240件となり、平成23年の618件の半分以上まで減少しました。

一方、未だに交通事故で亡くなった方や怪我をされた方は年間300人を超え、物件事故発生件数も2,000件台後半を横ばいで推移していることなどを踏まえ、今後も一層の交通事故の抑止を図っていく必要があります。

引き続き、基本目標である「交通死亡事故ゼロ」の実現に向け、国、埼玉県がそれぞれの交通安全計画に基づき実施している交通安全対策との整合を図るとともに、社会情勢の変化を踏まえつつ、本市における交通事故の特徴に応じた総合的かつ長期的な交通安全対策として、市、事業所、関係機関・団体、市民の責務を明らかにし、協働による交通安全対策を推進するため、第2次加須市交通安全計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、交通安全対策基本法第26条に基づく総合的かつ長期的な交通安全対策を推進するための計画であるとともに、本市のまちづくりの指針である第2次加須市総合振興計画の基本目標「安心安全でいきいきと暮らせるまちづくり」を実現するための部門計画です。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

第2章 第1次 交通安全計画（平成28年度～令和2年度）の評価

1 基本目標結果

○基本目標「交通死亡事故ゼロ」

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
交通事故死者数	4人	4人	8人	5人	2人

2 令和2年までの目標結果

①人身事故発生件数5年間で30%減少

現状値 467件（平成27年） → 目標値 320件（令和2年）
 → 実績値 240件 48.6%減少

②物件事故発生件数5年間で10%減少

現状値 2,098件（平成27年） → 目標値 1,880件（令和2年）
 → 実績値 2,045件 2.4%減少

③交通事故負傷者数5年間で30%減少

現状値 608人（平成27年） → 目標値 420人（令和2年）
 → 実績値 305人 49.8%減少

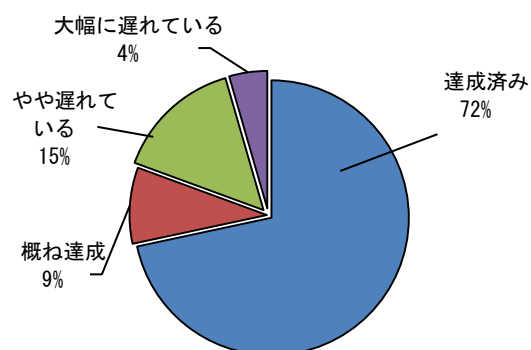
計画目標結果は、基本目標を「交通死亡事故ゼロ」とし、「人身事故発生件数及び交通事故負傷者数を30%減少、物件事故発生件数を10%減少」を3つの目標に掲げ、さまざまな施策に取り組んできましたが、残念ながら基本目標である「交通死亡事故ゼロ」の達成には至りませんでした。

令和2年度までの目標における結果のうち①人身事故発生件数は、30%減少の320件を目標とし、令和2年は240件で48.6%減少し、目標を達成することができました。②物件事故発生件数は、10%減少の1,880件を目標とし、令和2年は2,045件で2.4%減少しましたが、目標の10%減少を残念ながら目標を達成することはできませんでした。③交通事故負傷者数は、30%減少の420人を目標とし、令和2年は305人で49.8%減少し、目標を達成することができました。

3 施策ごとの取組評価

各取組の達成度評価の状況は、「達成済み」と「概ね達成」を合わせ81%でした。具体的には、ソフト面では子どもから成人等への交通安全教育や啓発などの施策は達成度が高かったものの、一方では、高齢者への交通安全教育や交通災害共済の加入などの取組が、「やや遅れている」との評価でした。また、ハード面では生活道路や自転車歩行者道の整備などの道路環境の整備において、「大幅に遅れている」との評価でした。

【令和元年度における各取組の達成度評価】



第3章 現状と今後の課題

1 交通環境

市の交通環境は、市内中央の南北に「東北縦貫自動車道」が通り、東西に「国道125号」が横断し、南西部の騎西地域には「国道122号」、北東部の北川辺地域には「国道354号」が通り、主要地方道加須鴻巣線、主要地方道加須北川辺線が市内を縦断、主要地方道羽生外野栗橋線、主要地方道羽生栗橋線が市内を横断しています。

また、市の北東部には渡良瀬川が流れ、加須市と茨城県古河市を結ぶ「三国橋」・「新三国橋」が架かり、加須地域と大利根地域、北川辺地域の間には利根川が流れ、それぞれの地域を結ぶ「埼玉大橋」が架かり、通勤や物流等の車両が多く通行しています。

さらに、加須地域には東武伊勢崎線の加須駅・花崎駅、北川辺地域には東武日光線の柳生駅・新古河駅があり、大利根地域ではJR宇都宮線・東武日光線の栗橋駅に近接しています。

2 交通事故等の現状と特徴

(1) 交通事故発生件数等の推移

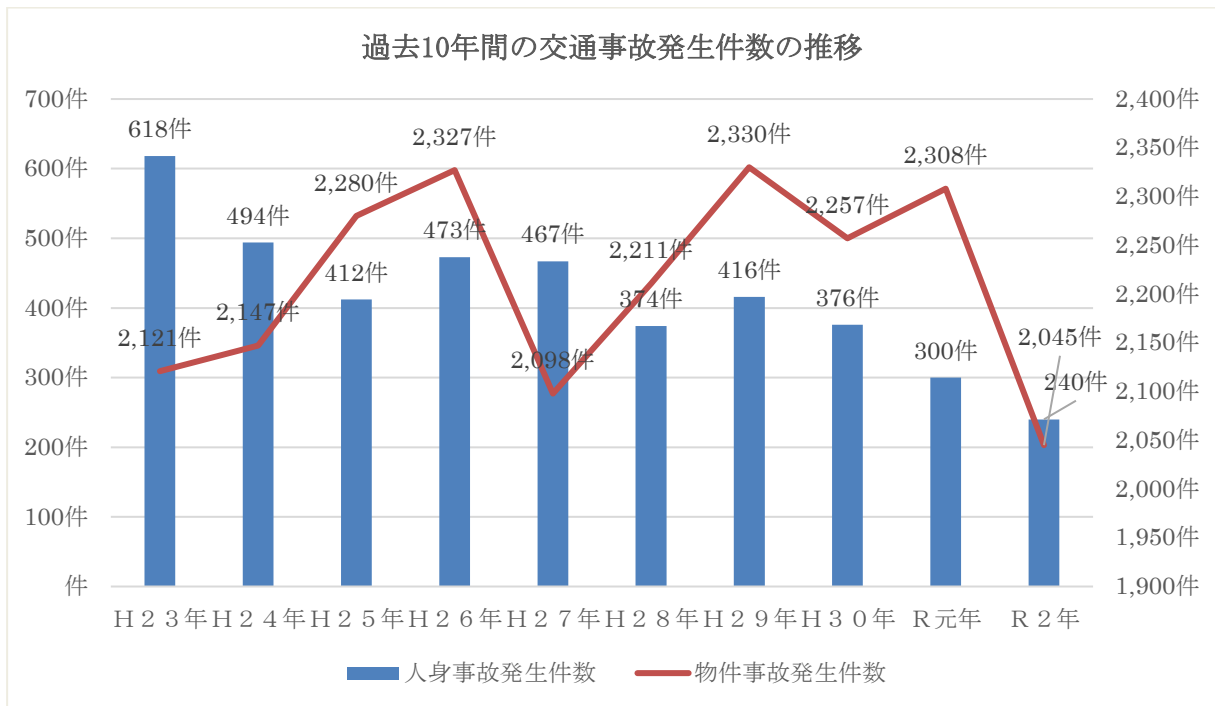
加須市内の過去10年間の交通事故発生状況は、人身事故発生件数は緩やかに減少傾向にあり、物件事故発生件数は平成27年に一時減少しましたが、ほぼ横ばい傾向にあります。

また、交通事故死者数が、平成26年と平成30年に8人と多いものの、交通事故死傷者数は減少傾向にあります。

	人身事故 発生件数 (件)	死傷者数			物件事故 発生件数 (件)	合計 (件)
		死者数 (人)	負傷者数 (人)	死傷者数 (人)		
H23年	618	3	836	839	2,121	2,739
H24年	494	2	669	671	2,147	2,641
H25年	412	3	533	536	2,280	2,692
H26年	473	8	588	596	2,327	2,800
H27年	467	2	608	610	2,098	2,565
H28年	374	4	485	489	2,211	2,585
H29年	416	4	531	535	2,330	2,746
H30年	376	8	431	439	2,257	2,633
R元年	300	5	359	364	2,308	2,608
R2年	240	2	305	307	2,045	2,285

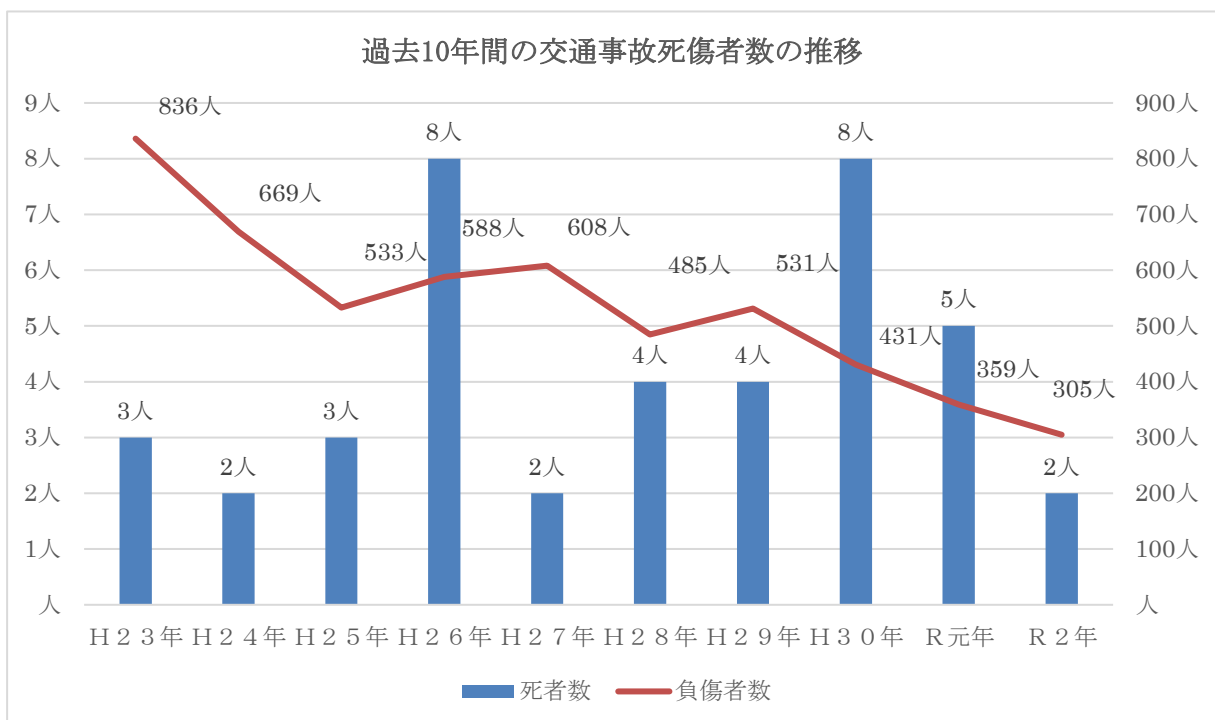
※資料：加須警察署提供（高速道路の交通事故を除く）

○ 交通事故発生件数の推移



※資料：加須警察署提供（高速道路の交通事故を除く）

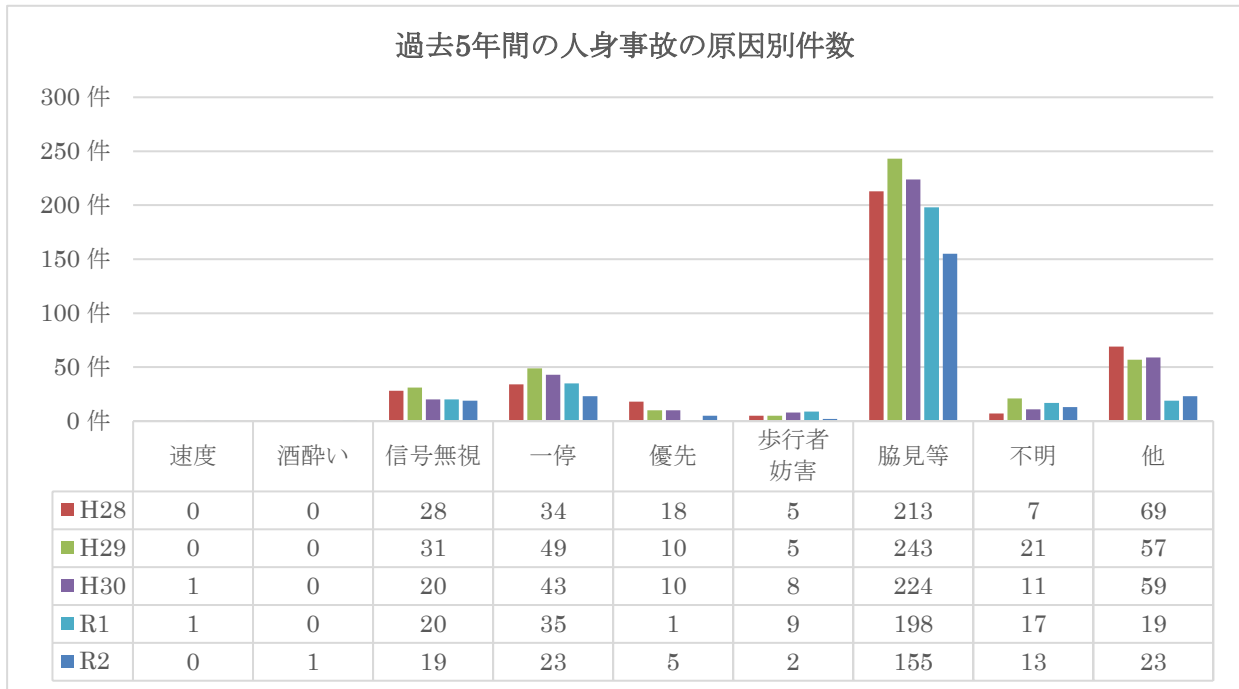
○ 交通事故死傷者数の推移



※資料：加須警察署提供（高速道路の交通事故を除く）

(2) 人身事故の原因別件数

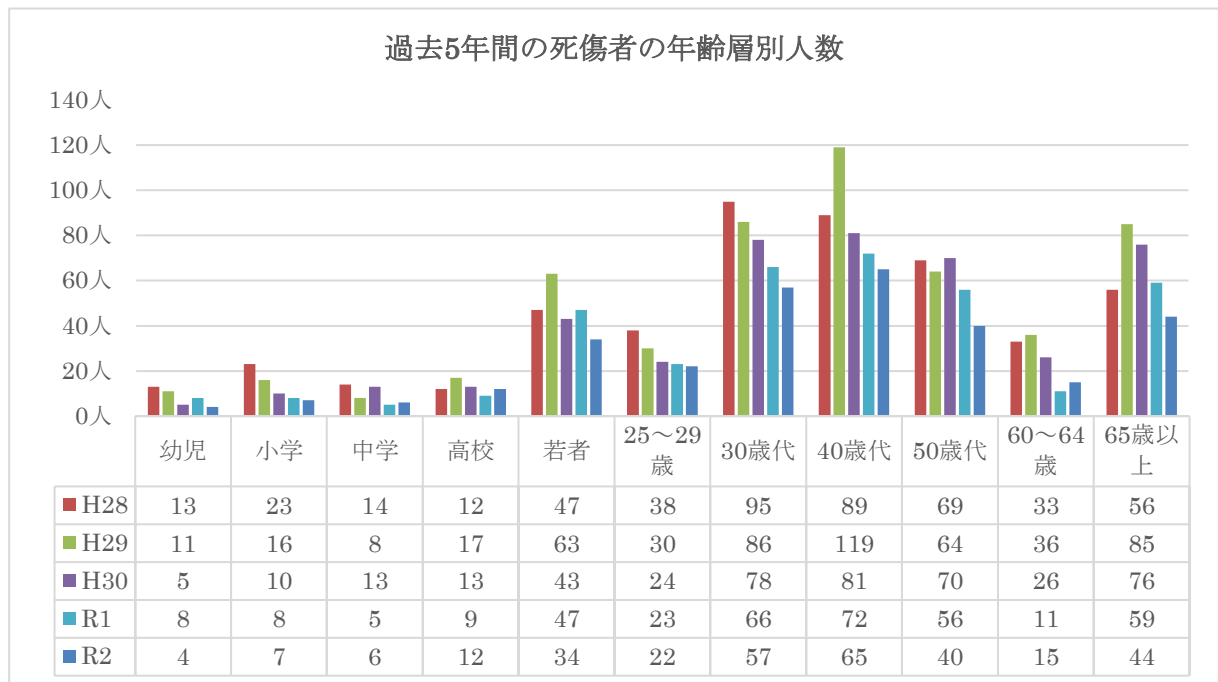
過去5年間の人身事故の原因別件数では、「脇見等」が最も多く、次いで「一時停止」、「信号無視」の順となっています。



※資料：加須警察署提供（高速道路の交通事故を除く）

(3) 死傷者の年齢層別人数

過去5年間の死傷者の年齢層別人数では、「30歳代～50歳代」と「65歳以上」の割合が高くなっています。

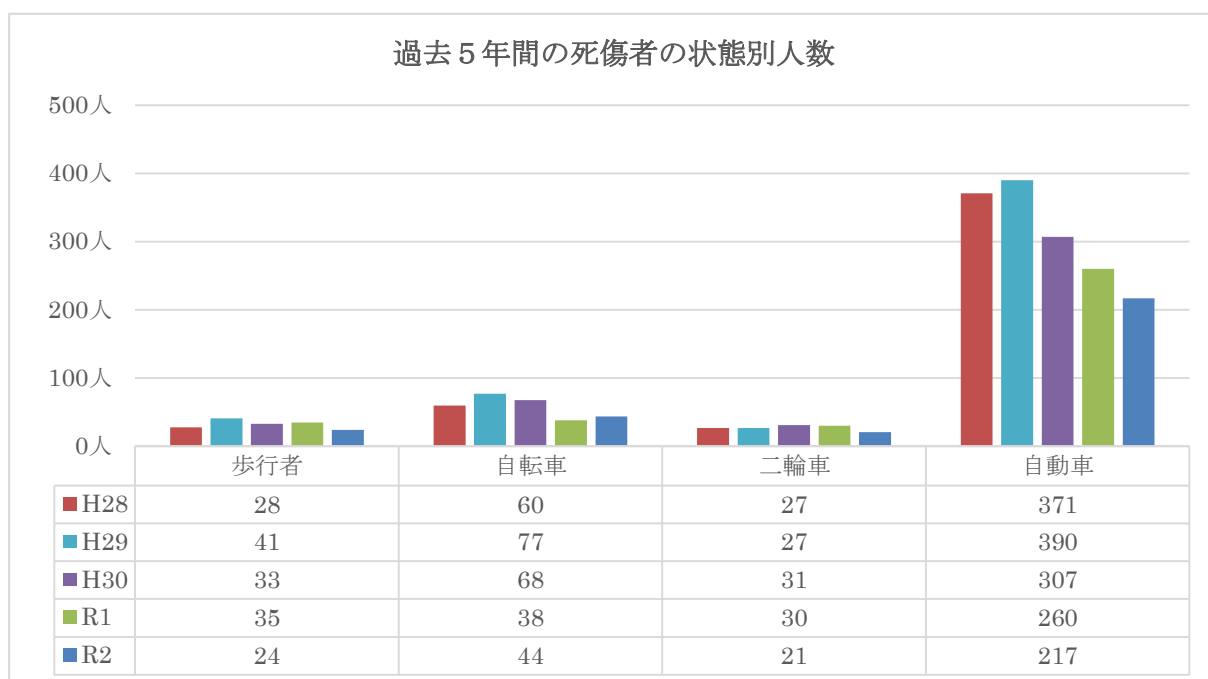


※若者とは、高校に通学していない16歳～24歳までの者をいう。

※資料：加須警察署提供（高速道路の交通事故を除く）

(4) 死傷者の状態別人数

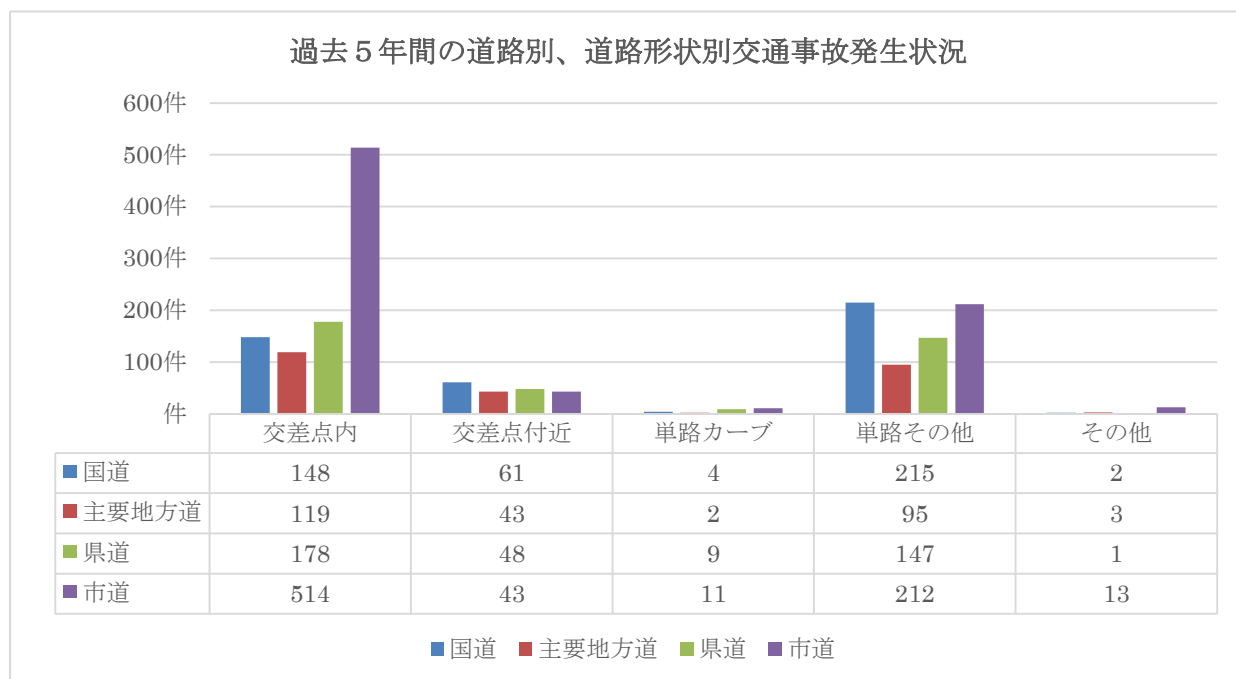
過去5年間の死傷者の状態別人数では、「自動車」が最も多く、次いで、「自転車」となっており、それぞれ減少傾向にあります。



※資料：加須警察署提供（高速道路の交通事故を除く）

(5) 道路別、道路形状別交通事故発生状況

過去5年間の道路形状別交通事故発生状況は、「交差点内」での事故が最も多く、特に、市道での事故が最も多くなっています。

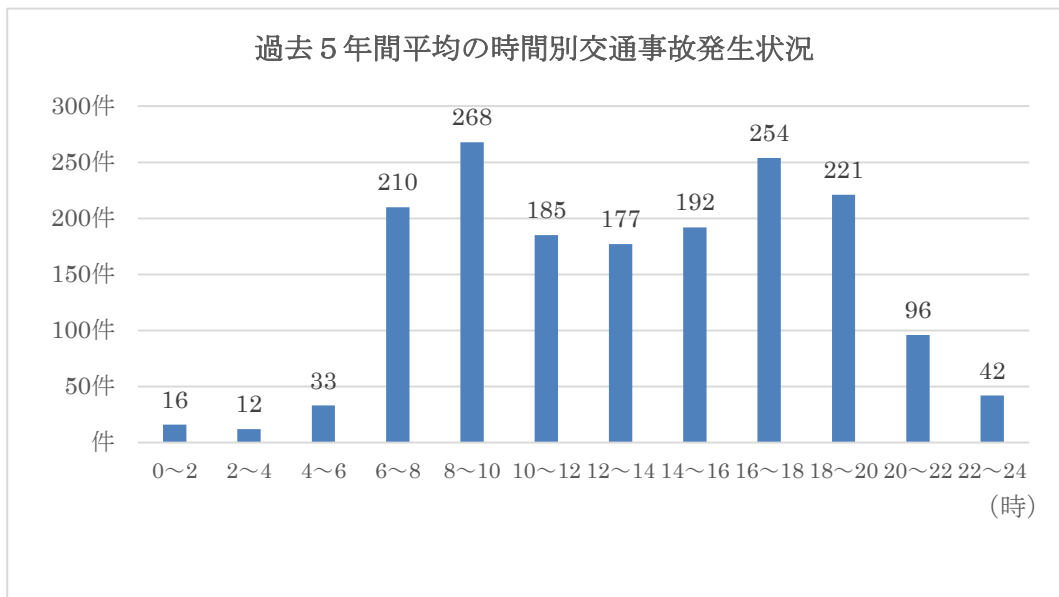


※資料：加須警察署提供（高速道路の交通事故を除く）

(6) 時間帯別交通事故発生状況

過去5年間の時間帯別の交通事故発生状況では、朝方の通勤・通学及び夕方の帰宅時間帯に多くなっています。

区分 時間帯	H28年		H29年		H30年		R1年		R2年		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
0時～2時	2	0.5%	4	1.0%	3	0.8%	6	2.0%	1	0.3%	16	0.9%
2時～4時	2	0.5%	3	0.7%	4	1.1%	2	0.7%	1	0.3%	12	0.7%
4時～6時	10	2.7%	6	1.4%	8	2.1%	7	2.3%	2	0.7%	33	1.9%
6時～8時	49	13.1%	45	10.8%	47	12.5%	39	13.0%	30	10.0%	210	12.3%
8時～10時	57	15.2%	71	17.1%	69	18.4%	41	13.7%	30	10.0%	268	15.7%
10時～12時	36	9.6%	44	10.6%	45	12.0%	30	10.0%	30	10.0%	185	10.8%
12時～14時	37	9.9%	42	10.1%	37	9.8%	30	10.0%	31	10.3%	177	10.4%
14時～16時	37	9.9%	61	14.7%	36	9.6%	31	10.3%	27	9.0%	192	11.3%
16時～18時	50	13.4%	63	15.1%	57	15.2%	43	14.3%	41	13.7%	254	14.9%
18時～20時	60	16.0%	43	10.3%	42	11.2%	47	15.7%	29	9.7%	221	13.0%
20時～22時	27	7.2%	26	6.3%	14	3.7%	16	5.3%	13	4.3%	96	5.6%
22時～24時	7	1.9%	8	1.9%	14	3.7%	8	2.7%	5	1.7%	42	2.5%
合計	374	1	416	1	376	1	300	1	240	0.8	1,706	100.0%
昼	335	90%	268	64%	313	83%	283	94%	175	73%	1,374	81%
夜	132	35%	106	25%	103	27%	93	31%	65	27%	499	29%



※資料：加須警察署提供（高速道路の交通事故を除く）

(7) 交通死亡事故の特徴

加須市内の交通死亡事故は、過去5年間の交通死亡事故発生状況から、時間帯では夜間が48%、年齢層では65歳以上が61%、道路形状別では交差点が57%、状態別では自転車乗車中及び歩行者が57%と多くなっています。

これらのことから、市内における交通死亡事故は、「夜間の事故」、「高齢者の事故」、「交差点の事故」、「歩行者・自転車の事故」が多いという特徴があります。

年	交通死亡事故発生状況別内訳(人)							
		合計	自動車	自動二輪	原付	小型特殊	自転車	徒歩
H28	死者数	4	2				1	1
	夜間	2	1					1
	65歳以上	1						1
	交差点	1	1					
H29	死者数	4	2			1		1
	夜間	1						1
	65歳以上	4	2			1		1
	交差点	3	1			1		1
H30	死者数	8	1		1		2	4
	夜間	4	1					3
	65歳以上	7			1		2	4
	交差点	6			1		2	3
R1	死者数	5	1		1		1	2
	夜間	3	1				1	1
	65歳以上	2			1			1
	交差点	2					1	1
R2	死者数	2			1		1	
	夜間	1			1			
	65歳以上							
	交差点	1					1	
5年間	死者数	23	6		3	1	5	8
	夜間	11	3		1		1	6
	65歳以上	14	2		2	1	2	7
	交差点	13	2		1	1	4	5
	割合		26%		13%	4%	22%	35%
	夜間	48%						
	65歳以上	61%						
	交差点	57%						

※資料：加須警察署提供（高速道路の交通事故を除く）

3 交通安全対策の充実に向けた課題

(1) 交通安全意識の向上

本市の交通死亡事故の特徴は、歩行者や自転車乗車中の事故が多いことから、歩行者の安全確保や自転車安全利用の推進が重要な課題となっています。

一層進展する長寿化社会を見据え、交通事故の被害に遭いやすい高齢者に対しては、交通安全教育を推進するほか、幼児・児童に対する交通安全教育は、将来にわたって交通社会への参加意識の醸成を図る場として重点的に実施するとともに、交通事故の防止には交通ルールの遵守と交通マナーの実践が重要であるため、世代に応じた交通安全教育や交通安全啓発活動が必要です。

また、交通事故の発生原因となっている「脇見等」や「一時不停止」などの交通違反や死亡事故等の重大事故に直結する悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの強化を要請するなど、警察や関係機関と連携を図り、交通秩序の維持を図る必要があります。

(2) 交通環境の整備

交通事故の多くは交差点で発生しているため、事故が多発する交差点などは現場診断を行い、交通安全対策が必要です。

交通事故多発箇所や事故危険箇所を把握し実態に即した交差点改良、防護柵（ガードレール等）、道路照明灯や道路反射鏡等の交通安全施設の整備を道路管理者と連携が必要です。

また、子どもや高齢者、障がい者が安心して通行できるよう道路のバリアフリー化や歩行者・自転車空間の確保、通学路における歩道等の整備、生活道路での安全対策が必要です。

(3) 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、被害を最小限にとどめるため、交通事故に即応できるよう、医療機関と消防機関の相互の緊密な連携・協力関係の確保が求められます。

(4) 交通事故被害者支援の推進

交通事故被害者は様々な問題に直面し、交通事故により多大な身体的、精神的及び経済的な打撃を受けます。それらの問題を解決するためには、交通事故に関する相談を受けられる窓口の設置や経済的な支援を図る必要があります。

第4章 計画における目標

1 基本目標

交通死亡事故ゼロ

2 令和7年までの目標

①人身事故発生件数 20%減少

現状値 300件（令和元年） → 目標値 240件（令和7年）

②物件事故発生件数 10%減少

現状値 2,308件（令和元年） → 目標値 2,080件（令和7年）

③交通事故負傷者数 20%減少

現状値 359人（令和元年） → 目標値 290人（令和7年）

④自転車事故死傷者数 20%減少

現状値 38人（令和元年） → 目標値 30人（令和7年）

安心安全でいきいきと暮らせるまちづくりを実現するため、「交通死亡事故ゼロ」を基本目標とします。

また、本計画の基本目標を達成するため、人身事故発生件数、交通事故負傷者数及び自転車事故死傷者数を現状値（令和元年）から20%減少、物件事故発生件数を現状値（令和元年）から10%減少させることを本計画最終年（令和7年）までの目標とします。

交通安全の将来像

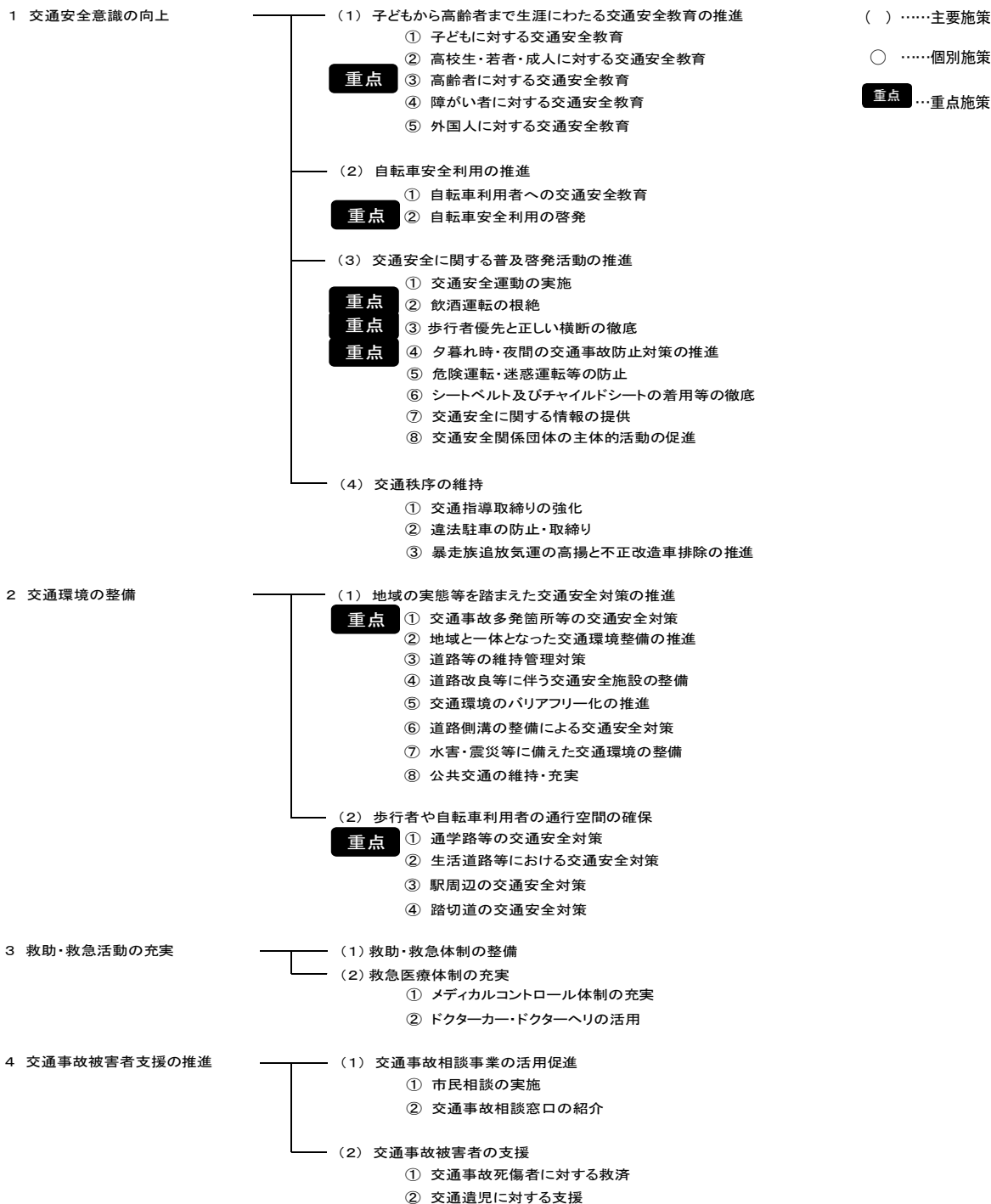
2015年9月の国連サミットにおいて採択された、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための国際目標である「持続可能な開発目標」（SDGs Sustainable Development Goals）の「ゴール3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」では、「ターゲット3.6」として「2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。」こととしています。

加須市交通安全計画は、「交通死亡事故ゼロ」を基本目標とし、SDGsの理念の実現に貢献します。



第5章 交通安全施策の体系

交通安全対策の充実に向けた課題を解決し、本計画の目標を達成するため、交通ルールと交通マナーの教育として「交通安全意識の向上」、幹線道路・生活道路等における交通安全対策として「交通環境の整備」、交通事故による負傷者の被害を最小限にとどめるための「救助・救急活動の充実」、交通事故被害者支援として「交通事故被害者支援の推進」の4つを基本的な方針とし、その方針に主要施策と個別施策を位置付けます。



第6章 交通安全施策の推進

1 交通安全意識の向上

市民の交通安全意識の向上を図るため、警察や交通指導員協議会、交通安全母の会、交通安全協会等の交通安全関係団体と連携した交通ルールの遵守、交通マナーの実践、危険運転の防止などの交通安全教育や啓発活動を推進します。特に、子どもや高齢者の安全を確保することから、子ども自転車運転免許事業や高齢者の交通安全教室などの交通安全教育を実施します。

また、全国では自転車が加害者となる高額な損害賠償請求事例も発生していることから、自転車利用者に対して自転車保険の周知と加入促進を図ります。

(1) 子どもから高齢者まで生涯にわたる交通安全教育の推進

① 子どもに対する交通安全教育

○ 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、基本的な交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践する態度を身につけさせるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とします。

保育所、幼稚園及び認定こども園等においては、家庭や地域、関係機関・団体と連携、協力を図りながら、計画的かつ継続的な交通安全教育を行うとともに、日常の教育・保育活動のあらゆる場面をとらえて交通安全教育を推進します。

また、これらを効果的に実施するため、視聴覚教材・DVD等を利用したわかりやすい指導に努めるとともに、指導資料や教材・教具の整備を充実します。

取組名	保育園児を対象とした交通安全教育の実施					
取組内容	保育園児を対象に市内保育所で交通安全教育を実施し、交通ルールや交通マナーを学び、子どもを交通事故から守ります。					
計画値等	市内保育所における交通安全教室の実施園（園）					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	21	20	20	20	20	20
担当課	保育幼稚園課					
関係機関等	警察署					

取組名	幼稚園児等を対象とした交通安全教育の実施					
取組内容	幼稚園児等を対象に市内幼稚園・認定こども園で交通安全教育を実施し、交通ルールや交通マナーを学び、子どもを交通事故から守ります。					
計画値等	市内幼稚園・認定こども園における交通安全教育の実施園（園）					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	16	16	16	16	16	16
担当課	保育幼稚園課					
関係機関等	警察署					

○ 小学生に対する交通安全教育

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。

小学校においては、家庭や地域、関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味と必要性等について重点的に交通安全教育を行います。

これらを効果的に実施するため、市立小学校4年生を対象に、交通安全講習と実技試験を通して交通ルールや交通マナーの着実な定着を図る「子ども自転車運転免許事業」を実施します。

また、交通指導員による通学時の立哨指導により、実際の交通の場面で安全な通行の指導等を実施します。

取組名	小学校児童を対象とした交通安全指導の実施					
取組内容	市立小学校において、児童の発達段階にあった内容で、警察と連携しながら交通安全教室を実施し、交通ルールや交通マナーの習得を図ります。					
計画値等	市立小学校における交通安全教室の実施校（校）					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	22	22	22	22	22	22
担当課	学校教育課					
関係機関等	警察署					

取組名	子ども自転車運転免許事業の実施					
取組内容	市立小学校で4年生児童を対象に、子ども自転車運転免許事業を実施し、筆記・実技試験を通して交通ルールや交通マナーの習得を図ります。					
計画値等	市立小学校における子ども自転車運転免許事業の実施校（校）					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	22	22	22	22	22	22
担当課	交通防犯課					
関係課	各総合支所地域振興課、学校教育課					
関係機関等	警察署、交通指導員協議会、交通安全母の会、交通安全協会					

【子ども自転車運転免許事業】

安全な自転車の乗り方や交通ルールについて学ぶことを目的として、市立小学校4年生児童を対象に、安全講習と学科試験及び実技試験を実施する事業です。

試験に合格して交付を受けた「子ども自転車運転免許証」を「埼玉県自転車軽自動車商協同組合」加盟店で提示すると安全点検等が無料で受けられる特典があります。

○ 中学生に対する交通安全教育

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とします。

中学校においては、家庭や地域、関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行の仕方、自転車の安全利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、自転車事故における加害者の責任、応急手当等について重点的に交通安全教育を行います。

これらを効果的に実施するため、自転車乗車中の交通ルールや交通マナーなどを学び、交通安全意識を高めることを目的に市立中学1年生を対象とした中学生交通安全講習会や、スケアード・ストレイト教育技法を用いた交通安全講習会を実施します。

取組名	中学校生徒を対象とした交通安全指導の実施					
取組内容	市立中学校において、生徒の発達段階にあった内容で、警察と連携しながら交通安全指導を実施し、交通ルールや交通マナーの習得を図ります。					
計画値等	市立中学校における交通安全指導の実施校（校）					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	8	8	8	8	8	8
担当課	学校教育課					
関係機関等	警察署					

取組名	中学生交通安全講習会の実施					
取組内容	市立中学校で1年生生徒を対象に、中学生交通安全講習会を実施し、自転車乗車中の交通ルールや交通マナーの習得を図ります。					
計画値等	市立中学校における交通安全講習会の実施校（校）					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	8	8	8	8	8	8
担当課	交通防犯課					
関係課	各総合支所地域振興課、学校教育課					
関係機関等	警察署、交通指導員協議会、交通安全母の会、交通安全協会					

【スケアード・ストレイト教育技法】

自転車走行疑似体験やスタントマンによる交通事故再現を取り入れ、学習者に「恐れ」を体感させることにより、社会通念上望ましくない行為を自主的に行わせないようにする教育技法です。

② 高校生・若者・成人に対する交通安全教育

高校生・若者・成人に対する交通安全教育は、運転者としての社会的責任の自覚、自転車、二輪車・四輪車の安全運転に必要な知識・技術、特に危険予測・回避能力の向上、さらに交通事故被害者の心情など交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識・正しい交通マナーの向上に努めます。

これらを効果的に実施するため、事業所、関係機関・団体と連携、協力しながら高等学校において交通安全講習会を開催するほか、加須市うどんの日や成人式などの機会において、シートベルトの着用徹底、著しい速度超過や飲酒運転など悪質・危険な運転の防止などの交通安全啓発を実施します。

また、公共施設等において、交通安全ポスターの掲示及びチラシの配布等の啓発活動を行うことにより、交通安全意識の高揚を図ります。

取組名	自転車マナーアップ推進校における自転車事故防止活動の推進					
取組内容	埼玉県により自転車マナーアップ推進校として指定された高等学校の生徒の主体的な交通安全活動や学校ぐるみで行う自転車事故防止活動を推進するとともに、交通安全講習会を開催します。					
計画値等	自転車マナーアップ推進校における交通安全活動の実施回数（回）					
	令和元年度 （現状値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	1	1	1	1	1	1
担当課	交通防犯課					
関係機関等	埼玉県、警察署					

取組名	無事故（625）キャンペーンの実施					
取組内容	加須市うどんの日（6月25日）に無事故（625）キャンペーンを実施し、交通ルールや交通マナーの向上を図ります。					
計画値等	無事故（625）キャンペーン実施回数（回）					
	令和元年度 （現状値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	1	1	1	1	1	1
担当課	交通防犯課					
関係機関等	警察署					

取組名	成人式での交通安全啓発の実施					
取組内容	成人式の間を利用し、交通安全啓発を行い、交通ルールや交通マナーの向上を図ります。					
計画値等	成人式における交通安全啓発実施回数（回）					
	令和元年度 （現状値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	1	1	1	1	1	1
担当課	生涯学習課					
関係課	交通防犯課					

③ 高齢者に対する交通安全教育 **重点**

長寿化が進展する中で、高齢者の運転免許保有者数の増加とともに高齢者が関係する交通事故も増加傾向にあります。

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行中・自転車乗車中の交通行動に及ぼす影響について理解を深め、交通安全教育の推進を図ることが重要です。

○ 高齢者に対する交通安全教育

高齢者に対する交通安全教育は、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう必要な実践技能及び交通ルール等の知識を習得させるほか、夜間の交通事故防止に効果の高い反射材着用の普及促進を図ります。

また、これらを効果的に実施するため、事業所、関係機関、老人クラブなどの団体と連携、協力しながら、グラウンドゴルフ大会、敬老会、ふれあいサロンなどの多くの機会において交通安全啓発を実施します。

○ 高齢運転者に対する交通安全教育

高齢運転者に対する交通安全教育は、高齢者が自己の運動能力や反応動作、自動車の特性等について再認識し、道路の逆走や操作ミス等により高齢者が交通事故の加害者になる可能性があるという観点に基づき、安全運転の意識を高めていただくため、自動車教習所や関係機関等と連携した参加・実践型高齢者交通安全教室を実施します。

また、高齢運転者が加害者となる交通事故を未然に防止するため、衝突被害軽減ブレーキなどの運転支援機能を備えた安全運転サポート車等に関する情報についても、交通安全教室や市ホームページなどで情報提供し普及啓発を図ります。

さらに、運転に不安を感じている高齢運転者や交通事故を心配する家族などが多くなっていることから、埼玉県警察が実施している運転免許証自主返納制度（シルバー・サポーター制度）や相談窓口（安全運転相談ダイヤル#8080等）の周知を図ります。

【参考】自動車運転免許保有人口と返納者の推移

(単位：人)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
埼玉県	4,671,395	4,682,184	4,706,025	4,709,168	4,707,999
加須市	79,430	79,545	79,463	79,297	79,092
（内 65 歳以上）	18,888	19,870	20,724	21,523	22,134
割合	23.8%	25.0%	26.1%	27.1%	28.0%
免許返納者	220	245	281	369	413

※資料：加須警察署提供

取組名	敬老会での交通安全啓発の実施					
取組内容	敬老会の場を利用し、交通安全に関する啓発を行い、交通安全意識の高揚と交通事故防止を図ります。					
計画値等	敬老会での交通安全啓発回数（回）					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	16	16	16	16	16	16
担当課	高齢者福祉課					
関係課	各総合支所市民福祉健康課					
関係機関等	社会福祉協議会					

取組名	ふれあいサロンでの交通安全啓発の実施					
取組内容	ふれあいサロンの場を利用し、交通安全に関する啓発を行い、交通安全意識の高揚と交通事故防止を図ります。					
計画値等	ふれあいサロンでの交通安全啓発回数（回）					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	122	132	138	144	150	156
担当課	高齢者福祉課					
関係課	各総合支所市民福祉健康課					
関係機関等	社会福祉協議会					

取組名	老人クラブ各種事業での交通安全啓発の実施					
取組内容	老人クラブ総会、グラウンドゴルフ大会等において、交通安全に関する情報提供や意識啓発、注意喚起を行います。					
計画値等	チラシ、パンフレットの配布及びパネル掲示の延べ回数（回）					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	10	10	10	10	10	10
担当課	高齢者福祉課					
関係課	各総合支所市民福祉健康課					
関係機関等	老人クラブ連合会、社会福祉協議会					

取組名	高齢者を対象とした交通安全教室の実施					
取組内容	高齢者を対象に参加・実践型高齢者交通安全教室を実施し、実践体験等を通して自己の運転能力を把握させ、交通安全意識の高揚と交通事故防止を図ります。					
計画値等	参加・実践型高齢者交通安全教室の参加者数（人）					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	158	200	200	200	200	200
担当課	交通防犯課					
関係機関等	警察署、埼玉自動車学校					

④ 障がい者に対する交通安全教育

障がい者に対する交通安全教育は、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障害の種別や程度に応じた交通安全教育を実施します。

取組名	各種事業での交通安全啓発の実施					
取組内容	障がい者団体個々の事業やスポーツ交流大会等さまざまな機会に交通安全を呼びかけるとともに、障害福祉事業所ごとの利用者向け交通安全教室の実施を働きかけ、多様な方法で、当事者やその家族に対して交通事故や交通安全に関する情報を発信し、障害の種別や程度に応じた広報・啓発を行います。					
計画値等	通所事業所における交通安全教室等の実施率（％）					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	55.5	60	70	80	90	100
担当課	障がい者福祉課					
関係課	各総合支所市民福祉健康課					
関係機関等	社会福祉協議会、障害福祉事業者					

⑤ 外国人に対する交通安全教育

国際化の進展により、市内に居住・就業する外国人の増加が続く中、外国人に対する交通安全対策の必要性が高まっていることから、日本の交通ルールや交通マナー等を多言語で表記した交通安全教育テキストを活用し、外国人の交通安全知識の普及啓発を図ります。

取組名	外国人に対する交通安全教育の推進					
取組内容	埼玉県警察発行の交通安全教育テキストを転入手続等で来庁した外国人に配布し、交通ルールや交通マナーに関する知識の普及を図ります。					
計画値等	転入外国人に対する交通安全教育テキストの配布率（％）					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	交通防犯課					
関係課	市民課、各総合支所市民福祉健康課					
関係機関等	警察署					

(2) 自転車安全利用の推進

平成24年4月1日に施行された「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」及び、平成29年5月1日に施行された「加須市自転車の安全利用に関する条例」に基づき、自転車の安全利用を推進します。

① 自転車利用者への交通安全教育

自転車は身近で便利な乗り物である一方、交通ルール違反やマナーの悪さが問題になっているため、交通安全教室の実施や自転車運転者講習制度の対象となる危険運転についての周知を行います。

子どもに対しては、自転車運転免許事業等を活用した交通安全教室を開催するなど、警察や関係団体と連携して自転車の安全な乗り方を指導することにより、自転車の安全な利用を推進します。

また、高齢者の自転車乗車中の交通死亡事故が多いことから、これらに重点を置いた、参加・実践型高齢者安全教室を実施し交通安全教育を推進します。

【自転車運転者講習制度】

平成27年6月1日施行

自転車運転中に悪質な危険行為を過去3年以内に2回以上繰り返した自転車運転者に対する講習制度です。

○対象となる危険行為15種

- 1 信号無視
- 2 通行禁止違反
- 3 歩行者用道路における車両の義務違反
- 4 通行区分違反
- 5 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 6 遮断踏切立入
- 7 交差点安全進行義務違反等
- 8 交差点優先車妨害等
- 9 環状交差点安全進行義務違反等
- 10 指定場所一時不停止等
- 11 歩道通行時の通行方法違反
- 12 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
- 13 酒酔い運転
- 14 安全運転義務違反
- 15 妨害運転（交通の危険のおそれ、著しい交通の危険）

取組名	(再掲) 子ども自転車運転免許事業の実施					
取組内容	市立小学校で4年生児童を対象に、子ども自転車運転免許事業を実施し、筆記・実技試験を通して交通ルールや交通マナーの習得を図ります。					
計画値等	市立小学校における子ども自転車運転免許事業の実施校(校)					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	22	22	22	22	22	22
担当課	交通防犯課					
関係課	各総合支所地域振興課、学校教育課					
関係機関等	警察署、交通指導員協議会、交通安全母の会、交通安全協会					

取組名	(再掲) 中学生交通安全講習会の実施					
取組内容	市立中学校で1年生生徒を対象に、中学生交通安全講習会を実施し、自転車乗用の交通ルールや交通マナーの習得を図ります。					
計画値等	市立中学校における中学生交通安全講習会の実施校(校)					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	8	8	8	8	8	8
担当課	交通防犯課					
関係課	各総合支所地域振興課、学校教育課					
関係機関等	警察署、交通指導員協議会、交通安全母の会、交通安全協会					

取組名	(再掲) 自転車マナーアップ推進校における自転車事故防止活動の推進					
取組内容	埼玉県により自転車マナーアップ推進校として指定された高等学校の生徒の主体的な交通安全活動や学校ぐるみで行う自転車事故防止活動を推進するとともに、交通安全講習会を開催します。					
計画値等	自転車マナーアップ推進校における交通安全活動の実施回数(回)					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	1	1	1	1	1	1
担当課	交通防犯課					
関係機関等	埼玉県、警察署					

取組名	(再掲) 高齢者を対象とした交通安全教室の実施					
取組内容	高齢者を対象に参加・実践型高齢者交通安全教室を実施し、実践体験等を通して自己の運転能力を把握させ、交通安全意識の高揚と交通事故防止を図ります。					
計画値等	参加・実践型高齢者交通安全教室の参加者数(人)					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	158	200	200	200	200	200
担当課	交通防犯課					
関係機関等	警察署、埼玉自動車学校					

②自転車安全利用の啓発

重点

自転車事故の防止及び自転車の安全利用のため、加須市自転車の安全利用に関する条例に規定する自転車に乗る時の基本ルール（原則として車道通行、前照灯の点灯、信号遵守と交差点での一時停止・安全確認等）や、禁止運転（飲酒運転、無灯火、二人乗り、並進、傘さし、スマートフォン等の使用、イヤホンの使用等）の周知・徹底を図るとともに、自転車利用者の安全確保のため、ヘルメット着用の促進を図ります。

また、自転車が歩行者を負傷させるなど、加害者となって高額な損害賠償を請求される事例も発生しており、また、埼玉県においては、平成30年4月1日から自転車保険への加入が義務化されたことから、自転車保険（個人賠償責任保険や傷害保険、公益財団法人日本交通管理技術協会の認定を受けた自転車安全整備店によるTSマーク付帯保険など）への加入の周知・促進を図ります。

取組名	自転車安全利用の啓発					
取組内容	自転車の安全な利用についての関心と理解を深めるため、「自転車安全利用の日（毎月10日）」に広報啓発活動を行います。					
計画値等	自転車安全利用のための啓発活動（回）					
	令和元年度 （現状値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	0	12	12	12	12	12
担当課	交通防犯課					
関係課	各総合支所地域振興課					
関係機関等	自転車安全利用指導員、加須市交通指導員協議会					

取組名	自転車用ヘルメットの着用促進					
取組内容	自転車乗用中のヘルメット着用を促進するため、九都縣市一斉「自転車マナーアップ強化月間（5月）」や市内のイベントの場等を利用して、自転車用ヘルメットの着用を呼びかけます。					
計画値等	自転車用ヘルメット着用の啓発回数（回）					
	令和元年度 （現状値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	4	4	4	4	4	4
担当課	交通防犯課					
関係課	各総合支所地域振興課					

取組名	自転車損害賠償保険の加入促進					
取組内容	自転車事故に伴う高額な賠償請求が増加していることから、自転車保険への加入を呼びかけます。					
計画値等	自転車保険加入の啓発回数（回）					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	4	4	4	4	4	4
担当課	交通防犯課					
関係課	各総合支所地域振興課、学校教育課					

取組名	自転車安全利用指導員による立哨指導の実施					
取組内容	埼玉県知事から委嘱を受けた自転車安全利用指導員が市内主要交差点等で立哨指導を実施し、自転車利用者に対し自転車の安全利用を呼びかけます。					
計画値等	自転車安全利用指導員による立哨指導の実施回数（回）					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	12	12	12	12	12	12
担当課	交通防犯課					
関係課	学校教育課					
関係機関等	自転車安全利用指導員					

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

① 交通安全運動の実施

市民一人ひとりに広く交通安全意識の浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、市民自身による交通環境の改善に向けた取組を推進し、交通安全対策協議会等の関係機関・団体が相互に連携して、組織的・継続的に市民総ぐるみで交通安全運動を展開します。

取組名	交通安全運動の実施					
取組内容	市民の交通安全意識の向上を図るため、加須市交通安全対策協議会の構成機関・団体と連携して、春・秋の全国交通安全運動期間に加え、夏・冬の交通事故防止運動など計画的に運動を実施します。					
計画値等	交通安全運動の実施回数（回）					
	令和元年度 （現状値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	4	4	4	4	4	4
担当課	交通防犯課					
関係課	各総合支所地域振興課					
関係機関等	警察署、交通指導員協議会、交通安全母の会、交通安全協会ほか					

取組名	メール配信等による交通安全の呼びかけ					
取組内容	かぞっとメール（安全安心情報）や防災行政無線を活用し、交通安全運動の実施について広く周知するとともに、交通安全を呼びかけます。					
計画値等	交通安全運動期間中のメール配信回数（回） ※交通安全運動：年4回					
	令和元年度 （現状値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	12	12	12	12	12	12
担当課	交通防犯課					

② 飲酒運転の根絶

重点

警察や交通安全協会、安全運転管理者協会等の関係機関・団体とともに交通安全教育や啓発活動を推進し、飲酒運転に厳しい規範意識の確立を図ります。

取組名	飲酒運転根絶の周知・啓発					
取組内容	飲酒運転根絶のため、飲酒の機会が増える年末等に横断幕の設置や啓発品・チラシの配布、メール配信等により周知・啓発を行います。					
計画値等	飲酒運転根絶に関する周知・啓発回数（回）					
	令和元年度 （現状値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	1	4	4	4	4	4
担当課	交通防犯課					
関係課	各総合支所地域振興課					
関係機関等	警察署					

重点

③ 歩行者優先と正しい横断の徹底

埼玉県警察では、横断歩道での歩行者優先及び道路の正しい横断に関する交通ルールの定着化を目的として、令和2年4月1日に「歩行者ファースト路線」を指定し、横断歩行者等妨害を始めとした指導取締りの強化などの取組を行っています。

市においても、この取組を推進するため、運転者に対しては、横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、警察や交通関係団体等と協力し、交通安全教育や交通安全啓発を図ります。

また、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うこと、運転者に対してハンドサイン等の横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲に気を付けること等、歩行者が自らの安全を守るための正しい交通ルールや交通マナーの実践を推進するとともに、歩行時におけるイヤホン、スマートフォン等の使用が、聴覚や視覚に及ぼす影響により、事故に遭う危険性が高まることについて周知を図ります。

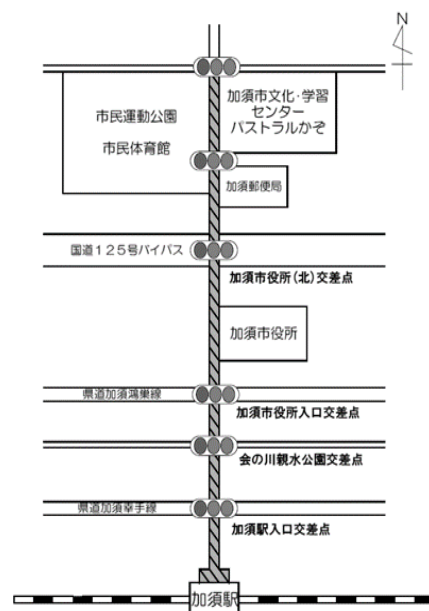
取組名	横断歩道における歩行者優先の啓発看板等の設置					
取組内容	横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を運転者に再認識させるため、信号機がない横断歩道などに歩行者優先の啓発看板を設置します。					
計画値等	横断歩道における歩行者優先の啓発看板等の設置数（基）					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	0	10	10	10	10	10
担当課	交通防犯課					
関係課	各総合支所地域振興課					
関係機関等	警察署					

【歩行者ファースト路線】

横断歩道における歩行者優先及び道路の正しい横断に関する交通ルールを定着化させるため、令和2年4月1日に加須警察署管内での重点路線として、加須駅北口ロータリーから市民運動公園北交差点までの1.8km区間が『歩行者ファースト路線』として定められました。



加須市「歩行者ファースト路線」区間略図



④ 夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進

重点

夕暮れ時・夜間の交通事故を防止するため、自動車、自転車の早めのライト点灯や自動車（原付車含む）の適切なハイビームの使用を促進するとともに、歩行者・自転車利用者、特に高齢者に対する反射材着用や自発光式ライト使用等の普及促進を図ります。

取組名	早めのライト点灯と反射材着用の呼びかけ					
取組内容	日の入り時間が早くなる 10 月から 2 月において、かぞホッとメール（安全安心情報）や防災行政無線を活用し、早めのライト点灯と反射材着用を広く呼びかけます。					
計画値等	早めのライト点灯のメール配信回数（回） ※10 月から 2 月（1 回/月）					
	令和元年度 （現状値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	1	5	5	5	5	5
担当課	交通防犯課					

⑤ 危険運転、迷惑運転等の防止

スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する「ながら運転」や、他の車両の通行を妨害し、重大な交通事故にもつながる「あおり運転」などの迷惑運転等、危険運転の要因となる行為を防止するための広報啓発を図ります。

また、危険運転等の要因となる危険ドラッグ等の危険性・有害性に関するチラシなどを配布する等の啓発を図ります。

取組名	危険運転、迷惑運転等防止の呼びかけ					
取組内容	危険運転、迷惑運転等の要因となる行為を防止するため、市内各所の歩道橋等に交通安全啓発の横断幕を設置します。					
計画値等	交通安全啓発横断幕の設置数（箇所）					
	令和元年度 （現状値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	0	4	4	4	4	4
担当課	交通防犯課					
関係課	各総合支所地域振興課					
関係機関等	警察署					

⑥ シートベルト及びチャイルドシートの着用等の徹底

シートベルト着用及びチャイルドシート使用の効果、正しい着用・使用方法などについての理解を深め、全ての座席におけるシートベルト着用及びチャイルドシートの正しい使用を促進します。

取組名	シートベルト及びチャイルドシートの着用に関する周知					
取組内容	子どもに関する市窓口において、シートベルト及びチャイルドシートの正しい使用に関するチラシ等を配布し、周知を図ります。					
計画値等	シートベルト及びチャイルドシートの着用に関する周知箇所数（箇所）					
	令和元年度 （現状値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	4	4	4	4	4	4
担当課	交通防犯課					
関係課	各総合支所地域振興課、子育て支援課、各総合支所市民福祉健康課					

⑦ 交通安全に関する情報の提供

市民の交通安全に関する関心と意識を高めるため、市報かぞや市ホームページ、かぞホットメール（安全安心情報）や防災行政無線を活用し、交通事故発生情報や交通安全に関する情報を積極的に提供します。

また、ペダルの踏み間違いなど運転操作ミス等に起因する高齢運転者による事故が発生していることや、長寿化の進展により運転者の高齢化が今後も加速していくことを踏まえ、衝突被害軽減ブレーキや自動運転等の先進技術の有効性を、事業所、関係機関・団体等と連携し情報提供します。

取組名	交通事故発生情報の提供					
取組内容	交通事故発生件数を市広報紙・ホームページに掲載し、市民の交通安全意識の向上を図ります。					
計画値等	交通事故発生件数の広報紙掲載回数（回）					
	令和元年度 （現状値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	12	12	12	12	12	12
担当課	交通防犯課					

⑧ 交通安全関係団体の主体的活動の促進

交通安全意識の普及徹底等を図る上で、加須市交通指導員協議会、加須市交通安全母の会、加須市交通安全協会等の活動は大きな役割を果たしています。交通安全関係団体等の主体的な活動を促進するため、交通安全対策に必要な資料の提供や主体的な各種事業を支援します。

また、交通安全運動等を実施する際は、加須市交通安全対策協議会を中心に警察・関係団体等が連携し、効果的な活動の展開を図ります。

取組名	交通指導員協議会の活動支援					
取組内容	交通安全意識の普及徹底等を図るため、交通指導員協議会が実施する交通安全活動を支援します。					
計画値等	交通指導員活動延べ人数（人）					
	令和元年度 （現状値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	6,347	6,431	6,341	6,341	6,341	6,341
担当課	交通防犯課					
関係課	各総合支所地域振興課					
関係機関等	交通指導員協議会					

取組名	交通安全母の会の活動支援					
取組内容	交通安全意識の普及徹底等を図るため、交通安全母の会が実施する交通安全活動を支援します。					
計画値等	交通安全教育・啓発活動等延べ日数（日）					
	令和元年度 （現状値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	80	80	80	80	80	80
担当課	交通防犯課					
関係課	各総合支所地域振興課					
関係機関等	交通安全母の会					

取組名	交通安全協会の活動支援					
取組内容	交通安全意識の普及徹底等を図るため、交通安全協会が実施する交通安全活動を支援します。					
計画値等	交通安全協会活動延べ人数（人）					
	令和元年度 （現状値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	2,195	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
担当課	交通防犯課					
関係課	各総合支所地域振興課					
関係機関等	交通安全協会					

(4) 交通秩序の維持

交通違反による交通事故を防止するためには、事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに、無免許運転、飲酒運転、妨害運転、著しい速度超過、交差点関係の違反や、交通事故に直結する悪質・危険性の高い違反が多い場合は、警察へ交通指導取締りの強化を要請していきます。

また、公共に脅威を及ぼす暴走族等の対策を推進するため、警察、関係機関・団体と連携し、地域ぐるみで暴走族等の追放気運の高揚に努め、暴走行為や不正改造をさせない環境づくりを推進していきます。

① 交通指導取締りの強化

歩行者及び自転車利用者の交通事故防止と、交通事故多発路線等における重大事故の防止等に重点を置いた交通指導取締りの強化を警察に要請します。

取組名	交通指導取締りの強化					
取組内容	重大な交通事故を防止するため、警察へ交通指導取締りの強化を要請します。					
計画値等	市民等からの交通指導取締り要請対応率 (%)					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	交通防犯課					
関係課	各総合支所地域振興課					
関係機関等	警察署					

② 違法駐車防止・取締り

違法駐車・迷惑駐車は、交通環境の見通しを妨げ、事故の原因や車両及び歩行者等の通行の妨害、緊急車両の活動の妨げになるため、違法駐車排除及び適正な自動車の保管場所確保等に関し、市民への広報・啓発活動を行い違法駐車防止の呼びかけをしていきます。

また、悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反がある場合には、警察へ交通指導取締りの強化を要請し、良好な駐車秩序の確立を推進します。

取組名	駐車違反の防止・取締り					
取組内容	重大な交通事故を防止するため、警察へ駐車違反等の交通指導取締りの強化を要請します。					
計画値等	市民等からの駐車違反取締り要請対応率 (%)					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	交通防犯課					
関係課	各総合支所地域振興課					
関係機関等	警察署					

③ 暴走族追放気運の高揚と不正改造車排除の推進

暴走族及びこれに伴う群衆のい集場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、暴走族等をい集させない環境づくりを推進するとともに、警察、関係機関・団体が連携し、暴走行為等ができない交通環境づくりを推進します。

また、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車については、安全を脅かし交通秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、警察、関係機関・団体と連携し、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、不正改造車の排除を推進します。

取組名	不正改造車を排除する運動の推進					
取組内容	暴走行為や過積載を助長するような車両の不正な改造を防止するため、「不正改造車を排除する運動」を通じて広報啓発活動を実施します。					
計画値等	不正改造車排除の啓発回数（回）					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	1	1	1	1	1	1
担当課	交通防犯課					
関係課	各総合支所地域振興課					
関係機関等	警察署					

駐車禁止の看板設置による注意喚起



2 交通環境の整備

市民を交通事故から守るため、自治協力団体からの要望、通学路等安全点検などにより交通事故多発箇所を把握し、優先性を考慮した交通安全施設（道路照明灯や道路反射鏡、路面標示等）や道路などの整備・維持管理に努めます。

また、子どもから高齢者、障がい者などあらゆる歩行者や自転車利用者の通行の安全を確保するため、生活道路の整備、放置自転車対策や自転車駐車場の利用促進に努め、信号機、横断歩道、規制標識などの設置については警察に要望するなど交通環境の改善に努めます。

さらに、民間公共交通機関の維持やコミュニティバスの充実を図り、高齢運転者が安心して運転免許証を返納できるよう、高齢者の移動手段の確保に努めます。

(1) 地域の実態等を踏まえた交通安全対策の推進

重点

① 交通事故多発箇所等の交通安全対策

交通事故多発箇所等について、道路診断などの交通事故分析に基づき、交通安全施設の整備を行うとともに、加須市道路交通環境安全推進連絡会議を通じ、関係機関と連携を図りながら交通安全対策工事を実施します。

具体的な内容としては、交差点の改良、防護柵（ガードレール等）、カラー舗装、区画線、道路照明灯、視線誘導標などの交通安全施設の整備を行います。

さらに、危険の高い箇所には、信号機、横断歩道、規制標識などの設置については警察に要望していきます。

取組名	交通事故多発箇所等における交通安全対策					
取組内容	道路交通環境安全推進連絡会議で交通事故多発箇所等の交通安全対策について協議を行い、関係機関と連携を図りながら交通安全対策工事を実施します。					
計画値等	道路交通環境安全推進連絡会議で協議した交通事故多発箇所における交通安全対策工事の実施率（％）					
	令和元年度 （現状値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	交通防犯課					
関係課	道路課、各総合支所地域振興課、各総合支所農政建設課					
関係機関等	警察署、行田県土整備事務所					

【加須市道路交通環境安全推進連絡会議】

加須市及び加須市に係る道路関係者が、緊密な連携のもとに安全な道路環境の整備を推進し、市内における交通事故の防止を図ることを目的に設置されている会議です。

② 地域と一体となった交通環境整備の推進

地域の実情に応じた交通安全対策を実施するため、自治協力団体からの要望を活用し優先性を考慮しながら道路照明灯、道路反射鏡、路面標示の整備を行います。

取組名	自治協力団体からの要望を活用した交通安全施設の整備					
取組内容	地域の実情に応じた交通安全施設（道路照明灯、道路反射鏡、路面標示）の整備を図るため、自治協力団体からの要望を活用し、優先性を考慮しながら交通安全施設を整備します。					
計画値等	自治協力団体からの設置要望箇所のうち、危険箇所における施設の整備率（％）					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	交通防犯課					
関係課	各総合支所地域振興課					

③ 道路等の維持管理対策

市民の日常生活に密着した安全性・利便性の向上など市民に親しまれる道路整備に努めるため、市民等からの情報提供や道路パトロールによって常に道路の現況を把握し、緊急性や必要性に応じた道路等の補修等を行います。

取組名	安心安全に通行できる道路の維持管理					
取組内容	道路パトロールや市民等からの情報を基に破損した道路等を補修し、道路の維持管理対策を図ります。					
計画値等	情報提供に対する対応率（％）					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	道路課					
関係課	各総合支所農政建設課					
関係機関等	行田県土整備事務所					

取組名	良好な沿道環境の確保					
取組内容	街路樹維持管理の方針に基づき街路樹を適切に管理し、交通事故を防止します。					
計画値等	改善する交差点数（箇所） ※問題となる交差点 53 箇所					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	12	20	28	36	44	53
担当課	道路課					
関係課	各総合支所農政建設課					
関係機関等	行田県土整備事務所					

取組名	市民・民間企業等との協働による道路等の維持管理					
取組内容	道路・公園等ウォッチャー事業を展開し、市民・民間企業等へ道路等の損傷箇所や危険箇所の情報提供を依頼し、寄せられた情報を基に各施設の管理者において速やかに修繕等の対応を行います。					
計画値等	情報提供に対する対応率（％）					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	まちづくり課					
関係課	道路課、治水課、各総合支所農政建設課					
関係機関等	行田県土整備事務所					

【道路・公園等ウォッチャー事業】

市民・民間企業へ道路等の公共施設の損傷箇所や危険箇所の情報提供を依頼し、寄せられた情報をもとに公共施設管理者が速やかに修繕等の対応を行う事業です。

交通事故多発箇所の交通安全対策



街路樹維持管理方針による良好な沿道環境の整備

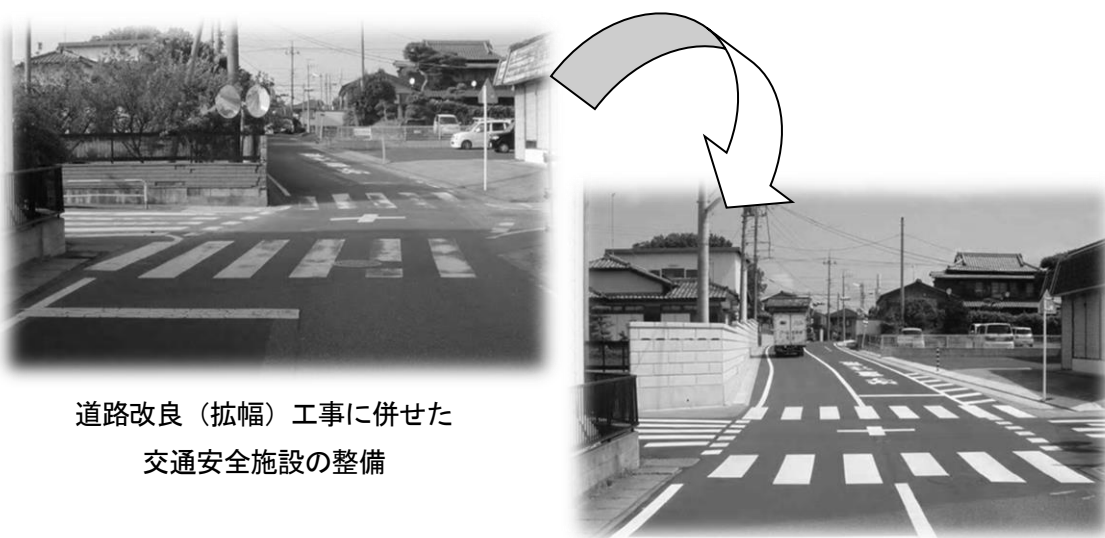


④ 道路改良等に伴う交通安全施設の整備

交通の安全を確保する必要性が高い道路については、警察及び道路管理者が連携し、重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、交通環境を改善し、交通事故防止と交通の円滑化を図ります。具体的な内容としては、防護柵（ガードレール等）、道路標識、区画線、カーブミラーや歩道等の交通安全施設の整備を行います。

取組名	生活道路の拡幅整備					
取組内容	生活道路の新設・改良工事に併せて交通安全施設の整備を行い、歩行者の安全を確保します。					
計画値等	自治会要望実施路線数（箇所）					
	令和元年度 （現状値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	7	5	5	5	5	5
担当課	道路課					
関係課	各総合支所農政建設課					

取組名	幹線道路の計画的な拡幅整備					
取組内容	幹線道路の新設・改良工事に併せて交通安全施設の整備を行い、歩行者の安全を確保します。					
計画値等	加須市道路網整備計画に基づく整備延長（m）					
	令和元年度 （現状値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	186	668	717	947	946	932
担当課	道路課					
関係課	各総合支所農政建設課					
関係機関等	行田県土整備事務所					



道路改良（拡幅）工事に併せた
交通安全施設の整備

⑤ 交通環境のバリアフリー化の推進

子どもから高齢者、障がい者などあらゆる歩行者の交通の安全を確保するため、生活道路や幹線道路の新設・改良工事において、防護柵（ガードレール等）や歩道などの交通安全施設の整備を行います。

なお、整備に当たっては、広幅員の歩道や段差のない構造にするなど、バリアフリー化に配慮します。

また、公共施設などの多いところでは、快適な歩行空間を整備するとともに、視覚障害者が利用しやすい道路として誘導用ブロック等の整備を推進します。

取組名	(再掲) 生活道路の拡幅整備					
取組内容	生活道路の新設・改良工事に併せて交通安全施設の整備を行い、歩行者の安全を確保します。					
計画値等	自治会要望実施路線数（箇所）					
	令和元年度 （現状値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	7	5	5	5	5	5
担当課	道路課					
関係課	各総合支所農政建設課					

⑥ 道路側溝の整備による交通安全対策

歩行者や自転車利用者の交通の安全を確保するため、積極的に生活道路や幹線道路の側溝整備を行います。

取組名	生活道路の蓋なし側溝の蓋架け工事					
取組内容	生活道路側溝のうち蓋が無い危険な箇所に蓋を架け、歩行者や自転車利用者の交通の安全を確保します。					
計画値等	蓋なし側溝に対する年間蓋架け延長（m）※蓋なし側溝延長 左 55.3km・右 52.2km					
	令和元年度 （現状値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	120	50	50	50	50	50
担当課	道路課					
関係課	各総合支所農政建設課					

取組名	幹線道路の蓋なし側溝の蓋架け工事					
取組内容	幹線道路側溝のうち蓋が無い危険な箇所に蓋を架け、歩行者や自転車利用者の交通の安全を確保します。					
計画値等	蓋なし側溝に対する年間蓋架け延長（m）※蓋なし側溝延長左 9.1km・右 7.2km					
	令和元年度 （現状値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	116	50	50	50	50	50
担当課	道路課					
関係課	各総合支所農政建設課					
関係機関等	行田県土整備事務所					

⑦ 水害・震災等に備えた交通環境の整備

安全で安心な生活を支える道路交通を確保するとともに、豪雨災害や地震等の大規模災害発生時においても、被災地の救援活動や緊急物資輸送に不可欠な緊急輸送道路を確保するため、橋りょうの計画的な長寿命化や耐震化に向けた修繕などに努めます。

また、豪雨、地震等の災害が発生した場合、通行禁止等の交通規制を的確かつ迅速に行うため、迂回指示・広報等を行います。

取組名	安全に通行できる橋りょうの維持管理					
取組内容	橋りょうの長寿命化・耐震化を行い、通行の安全性と利便性の確保を図ります。					
計画値等	橋りょう長寿命化実施累計数（橋）					
	令和元年度 （現状値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	2	6	8	10	12	14
担当課	道路課					
関係課	各総合支所農政建設課					
関係機関等	行田県土整備事務所					

⑧ 公共交通の維持・充実

高齢者をはじめとする市民の移動手段を確保し、公共交通の利用者を増やすことにより、自家用車の利用を減らし、交通事故防止を図るため、公共交通の維持・充実を図ります。

取組名	コミュニティバスの運行					
取組内容	高齢者、交通弱者の病院・公共施設等への移動手段を確保し、公共交通の維持・充実を図るため、利用しやすいコミュニティバスを運行します。					
計画値等	コミュニティバス「かぞ絆号」の1日当たり平均利用者（人）					
	令和元年度 （現状値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	201	250	270	270	270	270
担当課	政策調整課					

取組名	公共交通の輸送力の増強の促進					
取組内容	市民が、安全・便利・快適に移動できるよう、公共交通の維持・充実を図るため、関係機関に対し、輸送力の増強を要望します。					
計画値等	年間要望回数（回）					
	令和元年度 （現状値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	5	5	5	5	5	5
担当課	政策調整課					

(2) 歩行者や自転車利用者の通行空間の確保

重点

① 通学路等の交通安全対策

児童・生徒の登下校や未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全を確保するため、児童等の視点から通学路等における安全点検を実施し、グリーンベルト、歩道や防護柵（ガードレール等）等の整備などの交通安全対策を推進します。

また、道路構造及び交通量を勘案して、危険の高い箇所にスクールゾーン、横断歩道や信号機等の設置を警察に要望します。

取組名	通学路の安全対策工事の実施					
取組内容	市立各小・中学校通学路の安全点検により、報告のあった通学路の危険箇所について、関係課と連携して通学路の安全対策工事を実施します。					
計画値等	通学路の安全対策工事の実施率（％）					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	学校教育課					
関係課	交通防犯課、道路課、治水課、各総合支所地域振興課、各総合支所農政建設課					
関係機関等	警察署、行田県土整備事務所					

取組名	未就学児等が日常的に集団で移動する経路の安全対策					
取組内容	保育園・幼稚園等における日常的に集団で移動する経路の安全点検により、報告のあった危険箇所について、関係課と連携して安全対策を図ります。					
計画値等	保育園・幼稚園等が日常的に集団で移動する経路の危険箇所安全対策実施率（％）					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	保育幼稚園課					
関係課	交通防犯課、道路課、治水課、各総合支所地域振興課、各総合支所農政建設課					
関係機関等	警察署、行田県土整備事務所					

【グリーンベルト】

道路の路肩を緑色に標示し、車両のドライバーに歩行空間であることを視覚的に認識させるものです。



【スクールゾーン】

通学路の子どもの交通安全確保のため、車両の通行禁止や速度規制等の交通規制を行うものです。



② 生活道路等における交通安全対策

歩行者や自転車利用者が安全で安心して利用できる道路空間を確保するため、生活道路、幹線道路等において、「人優先」の交通安全対策を推進します。

また、歩行者等の安全を確保するため、生活道路における交通安全対策「ゾーン30（最高速度30キロメートル規制）」の実施、交差点の改良、歩道、防護柵（ガードレール等）や水路沿いの転落防止柵、歩道、道路側溝等の整備を行います。



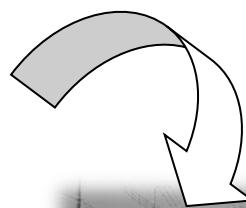
【ゾーン30（最高速度30キロメートル規制）】

生活道路における歩行者や自転車利用者の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策の一つです。ゾーン（区域）を定めて時速30キロメートルの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン（区域）内における車の走行速度や通り抜けを抑制するものです。

【指定区域】

大門町区域、不動岡区域、向川岸区域、諏訪区域

取組名	自転車歩行者道の整備					
取組内容	自転車と歩行者の通行の安全を確保するため、自転車歩行者道を整備します。					
計画値等	既存自転車歩行者道路の改修路線数（路線）					
	令和元年度 （現状値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	1	1	1	1	1	1
担当課	道路課					
関係課	各総合支所農政建設課					
関係機関等	警察署、行田県土整備事務所					



植樹帯から植樹柵への転換による
歩道幅員の確保

取組名	生活道路における交通安全対策					
取組内容	生活道路の交通安全対策（ゾーン30）を実施し、歩行者と自転車の交通の安全を確保します。					
計画値等	ゾーン30施行地区の累計（地区）					
	令和元年度 （現状値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	4	4	4	4	4	4
担当課	交通防犯課					
関係課	道路課、各総合支所地域振興課、各総合支所農政建設課					
関係機関等	警察署、行田県土整備事務所					

取組名	駅前広場利用者の安全確保					
取組内容	駅前広場を安全かつ快適に利用できるよう、適切な維持管理を行います。					
計画値等	点検・情報提供に対する対応率（%）					
	令和元年度 （現状値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	まちづくり課					
関係課	北川辺総合支所農政建設課					
関係機関等	行田県土整備事務所					

取組名	水路の転落防止対策					
取組内容	水路の転落防止柵の整備を行い、自転車と歩行者の交通の安全を確保します。					
計画値等	会の川に設置されている転落防止柵を計画に基づき更新した累計延長（m） ※計画延長：1,950m					
	令和元年度 （現状値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	561	700	800	900	1,000	1,100
担当課	治水課					
関係課	各総合支所農政建設課					
関係機関等	加須農林振興センター、各土地改良区					

取組名	市管理水路の維持管理					
取組内容	市街化区域を流れる市管理水路の維持管理（雑草刈払、浚渫、転落防止柵改修）を行い、浸水被害の解消と安全対策を図ります。					
計画値等	点検・情報提供に対する対応率（%）					
	令和元年度 （現状値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	治水課					
関係課	各総合支所農政建設課					
関係機関等	加須農林振興センター、各土地改良区					

取組名	(再掲) 生活道路の拡幅整備					
取組内容	生活道路の新設・改良工事に併せて交通安全施設の整備を行い、歩行者の安全を確保します。					
計画値等	自治会要望実施路線数 (箇所)					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	7	5	5	5	5	5
担当課	道路課					
関係課	各総合支所農政建設課					

取組名	(再掲) 幹線道路の計画的な拡幅整備					
取組内容	幹線道路の新設・改良工事に併せて交通安全施設の整備を行い、歩行者の安全を確保します。					
計画値等	加須市道路網整備計画に基づく整備延長 (m)					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	186	668	717	947	946	932
担当課	道路課					
関係課	各総合支所農政建設課					
関係機関等	行田県土整備事務所					

取組名	(再掲) 生活道路の蓋なし側溝の蓋架け工事					
取組内容	生活道路側溝のうち蓋が無い危険な箇所に蓋を架け、歩行者や自転車利用者の交通の安全を確保します。					
計画値等	蓋なし側溝に対する年間蓋架け延長 (m) ※蓋なし側溝延長 左 55.3km・右 52.2km					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	120	50	50	50	50	50
担当課	道路課					
関係課	各総合支所農政建設課					

取組名	(再掲) 幹線道路の蓋なし側溝の蓋架け工事					
取組内容	幹線道路側溝のうち蓋が無い危険な箇所に蓋を架け、歩行者や自転車利用者の交通の安全を確保します。					
計画値等	蓋なし側溝に対する年間蓋架け延長 (m) ※蓋なし側溝延長左 9.1km・右 7.2km					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	116	50	50	50	50	50
担当課	道路課					
関係課	各総合支所農政建設課					
関係機関等	行田県土整備事務所					

③ 駅周辺の交通安全対策

駅周辺の環境整備と歩行者の交通の安全を確保するため、加須市環境保全条例（平成22年3月23日条例第165号）に基づき自転車放置整理区域内の放置自転車の撤去を行います。

また、加須市自転車駐車場条例（平成22年3月23日条例第121号）に基づき設置されている自転車駐車場の利用を促進します。

取組名	放置自転車整理区域内等における放置自転車対策					
取組内容	駅周辺の環境整備と歩行者の交通の安全を確保するため、自転車放置整理区域内等に自転車を放置されないよう監視・指導・整理を行います。					
計画値等	放置自転車の指導、整理延べ時間（時間）					
	令和元年度 （現状値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	794	794	794	794	794	794
担当課	交通防犯課					
関係課	北川辺総合支所地域振興課					

取組名	放置自転車整理区域内等における放置自転車の撤去					
取組内容	駅周辺の環境整備と歩行者の交通の安全を確保するため、自転車放置整理区域内等に放置された自転車の撤去を行います。					
計画値等	放置自転車撤去台数（台）					
	令和元年度 （現状値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	74	70	70	70	70	70
担当課	交通防犯課					
関係課	北川辺総合支所地域振興課					

取組名	自転車駐車場の利用促進					
取組内容	駅周辺等の環境整備と歩行者の交通の安全を確保するため、自転車駐車場の利用を促進します。					
計画値等	花崎駅北口西自転車駐車場延べ利用者数（人）					
	令和元年度 （現状値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	245	245	245	245	245	245
担当課	交通防犯課					

④ 踏切道の交通安全対策

交通事故の防止や交通の円滑化を図るため、狭くて通りにくい踏切について、順次、拡幅改良を推進するとともに、歩道が狭く緊急的に対応が必要な踏切道については、歩行者安全対策のため構造改良を推進します。

取組名	踏切道の拡幅等の促進					
取組内容	狭あいな踏切道における歩行者や自転車利用者の安全対策のための拡幅等を促進します。					
計画値等	踏切道の拡幅等整備箇所数（箇所）					
	令和元年度 （現状値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	0	0	0	1	0	0
担当課	道路課					
関係課	北川辺総合支所農政建設課、大和根総合支所農政建設課					
関係機関等	東武鉄道株式会社					

放置自転車整理区域内における監視・指導の様子



加須駅



花崎駅

自転車駐車場の監視・整理



花崎駅北口西有料自転車駐車場



花崎駅北口無料自転車駐車場

3 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、交通事故に即応できるよう、消防機関と医療機関の相互の緊密な連携・協力関係を確保するとともに、救急患者を円滑に搬送することを目的とした埼玉県救急医療情報システムと、地域医療ネットワークシステム「とねっと」の活用の相乗効果により救助・救急体制の整備を促進します。

特に、交通事故による重篤患者の救命率の向上や後遺障害の軽減を図るため、埼玉東部消防組合による埼玉県済生会加須病院内の救急ワークステーションの整備やドクターカー・ドクターヘリの活用を促進するほか、事故現場に居合わせた人（バイスタンダー）による応急手当の普及等を促進します。

(1) 救助・救急体制の整備

複雑・多様化する交通事故への救助活動を迅速・的確に行えるように、埼玉東部消防組合の救助体制の整備を促進します。

また、交通事故による負傷者の救命率の向上を図り、被害を最小限にとどめるためには、救急車が到着するまでにバイスタンダー（現場に居合わせた人）による適切な応急手当が必要です。そのため、負傷者に対し迅速かつ適切な応急処置を施せるよう、止血法や自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当講習会の開催を促進します。

取組名	市民を対象とした救命講習会受講者数					
取組内容	交通事故による負傷者の救命率の向上を図り、被害を最小限にとどめるため、バイスタンダー（現場に居合わせた人）による適切な応急手当ができるよう支援・促進します。					
計画値等	市民を対象とした救命講習会受講者数（人）					
	令和元年 （現状値）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
	1,587	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
担当課	危機管理防災課					
関係機関等	埼玉東部消防組合					

取組名	学校（小中高）における救命講習会の開催回数					
取組内容	交通事故による負傷者の救命率の向上を図り、被害を最小限にとどめるため、バイスタンダー（現場に居合わせた人）による適切な応急手当ができるよう支援・促進します。					
計画値等	学校（小中高）における救命講習会の開催回数（回）					
	令和元年 （現状値）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
	36	35	35	35	35	35
担当課	危機管理防災課、学校教育課					
関係機関等	埼玉東部消防組合					

(2) 救急医療体制の充実

交通事故の発生により、医療行為が必要な負傷者等に対し適切な医療が迅速に施せるよう、消防機関と医療機関の連携を強化し、救急医療体制の充実を促進します。

特に埼玉県済生会加須病院内に救急ワークステーションが設置されることにより、病院との連携による救急隊員の資質の向上や搬送時間の短縮等、これまで以上に質の高い救急サービスの提供を促進します。

①メディカルコントロール体制の充実

救急現場において、救急隊員が常時、医師から指示を得られる体制を確保するとともに、医学的観点からの救急活動の事後検証や、救急救命士を含む救急隊員の再教育など、メディカルコントロール体制の充実・強化を進めることにより、救急活動の資質の向上を図ります。

【メディカルコントロール体制】

救急救命士等が、救急現場から医療機関へ搬送されるまでの間において、医療行為を実施する場合、下記3点を構築することにより救急業務の高度化を推進する体制づくり。

- (1) 病院の医師から少しでも早い指示が受けられる体制づくり。
- (2) 高度な救急処置を行った後、医師が専門の見地から検証する体制づくり。
- (3) 更に高度な救急処置を行うための教育を実施する体制づくり。

取組名	メディカルコントロール体制の充実					
取組内容	救命救急士が救急現場から医療機関へ搬送されるまでの間において、医療行為等の救急業務の高度化を推進する体制づくりを促進します。					
計画値等	救急救命士を含む救急隊員の再教育回数（回）					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	40	40	40	40	40	40
担当課	危機管理防災課					
関係機関等	埼玉東部消防組合					

【参考】交通事故による救急出動件数

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
出動件数（件）	513	443	581	478	471

※資料：埼玉東部消防組合加須消防署提供

②ドクターカー・ドクターヘリの活用

重篤患者の救命率の向上や後遺障害の軽減を図るため、ドクターカー・ドクターヘリを活用し、救命効果の向上を図ります。

【参考】ドクターヘリ活用状況

ドクターヘリ飛行場外離着陸場 市内23箇所

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
要請回数（回）	16	10	20	19	26

※資料：埼玉東部消防組合加須消防署提供

4 交通事故被害者支援の推進

交通事故被害者等は、交通事故により多大な身体的、精神的及び経済的な打撃を受けるため、交通事故被害者等に対する支援を推進します。

また、交通事故被害者等に対して、市が実施する無料法律相談や交通事故に関する県の相談窓口などの情報を提供します。

さらに、埼玉県市町村総合事務組合が運営する交通災害共済制度の加入促進や埼玉県交通安全対策協議会による交通遺児援護制度などの各種被害者救済制度の周知を図ります。

(1) 交通事故相談事業の活用促進

① 市民相談の実施

市民が抱える様々な問題について身近に相談できる体制として、市民相談・弁護士法律相談を実施します。

取組名	弁護士法律相談の開催					
取組内容	市民の様々な問題について解決を図るため、弁護士による無料法律相談を実施します。					
計画値等	弁護士法律相談の開催日数（日）					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	60	60	60	60	60	60
担当課	市民相談室					

② 交通事故相談窓口の紹介

交通事故による損害賠償問題に関し、調停、訴訟等を要する案件については、交通事故紛争処理センター等への斡旋を行います。

取組名	交通事故相談窓口の紹介					
取組内容	交通事故被害者を支援するため、埼玉県や市の相談窓口及び交通事故被害者等の救済等をしている団体の情報を市ホームページ等で紹介します。					
計画値等	市ホームページへの交通事故相談窓口情報の掲載（回）					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	1	1	1	1	1	1
担当課	交通防犯課					
関係課	市民相談室					
関係機関等	交通事故紛争処理センター					

(2) 交通事故被害者の支援

① 交通事故死傷者に対する救済

交通事故死傷者の経済的な負担を軽減するため、交通事故によって怪我等をしたときに見舞金が支給される交通災害共済制度を活用します。

また、交通災害共済への加入を促進するため、広報紙や市ホームページにおいて制度等の周知を図ります。

取組名	交通災害共済への加入促進					
取組内容	埼玉県市町村総合事務組合が運営する交通災害共済制度の加入を促進し、交通事故被害者等の援護の充実を図ります。					
計画値等	交通災害共済加入率 (%)					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	11.3	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
担当課	交通防犯課					
関係課	各総合支所地域振興課					
関係機関等	埼玉県市町村総合事務組合					

【交通災害共済制度】

みんなで会費を出し合い、交通事故によって怪我等をしたときに見舞金が支払われる相互扶助の制度で、埼玉県市町村総合事務組合が運営しています。

② 交通遺児に対する支援

加須市交通遺児支援金支給要綱（平成22年3月23日告示第26号）に基づき、交通遺児に対し支援金を支給します。

また、埼玉県交通安全対策協議会が行う交通遺児等に対する援護金等の給付制度の周知を図ります。

取組名	埼玉県交通安全対策協議会による支援の周知					
取組内容	埼玉県交通安全対策協議会による交通遺児に対する援護金及び援護一時金給付制度について広報紙で周知します。					
計画値等	広報紙での周知回数 (回)					
	令和元年度 (現状値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	2	2	2	2	2	2
担当課	子育て支援課					
関係機関等	埼玉県交通安全対策協議会					

【加須市交通遺児支援金】

交通遺児を支援するため、交通遺児と認定された小学生と中学生を扶養している方に対し、交通遺児支援金を支給する制度です。

【交通遺児援護金・援護一時金】

埼玉県交通安全対策協議会において、交通遺児等に対して援護金及び援護一時金を給付している制度です。

第7章 計画の推進体制と進行管理

交通事故を防止し、本計画の基本目標である「交通死亡事故ゼロ」を実現するため、「市」「事業所、関係機関・団体」「市民」で協働し、交通安全計画に定める施策を推進するとともに、「加須やぐるまマネジメントサイクル（PDCA）」による進行管理を行います。

また、社会情勢の変化に応じて本計画を見直すとともに、計画満了時には、改めて計画を策定します。

1 加須市

各施策を着実に推進するとともに、国・埼玉県・加須市交通安全対策協議会と連携を図りながら交通安全対策を実施します。

また、交通安全団体を積極的に支援することにより、交通安全活動を促進するとともに、市、事業所、関係機関・団体が行う交通安全活動への市民の積極的な参加を促進します。

2 事業所、関係機関・団体

交通安全対策を推進する上で、事業所、関係機関・団体の交通安全活動は大きな役割を果たしています。特に、業務用自動車を運行する事業者は、安全運転管理者、運行管理者を通じた交通安全教育を推進するなど、交通事故防止に努めることが求められます。

さらに、交通安全関係団体が行う交通安全活動は極めて重要であり、市・警察署・消防署がこれらの関係機関・団体と連携・協力した交通安全対策の推進が求められます。

3 市民

悲惨な交通事故をなくすためには、市民一人ひとりが交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践することが大切です。

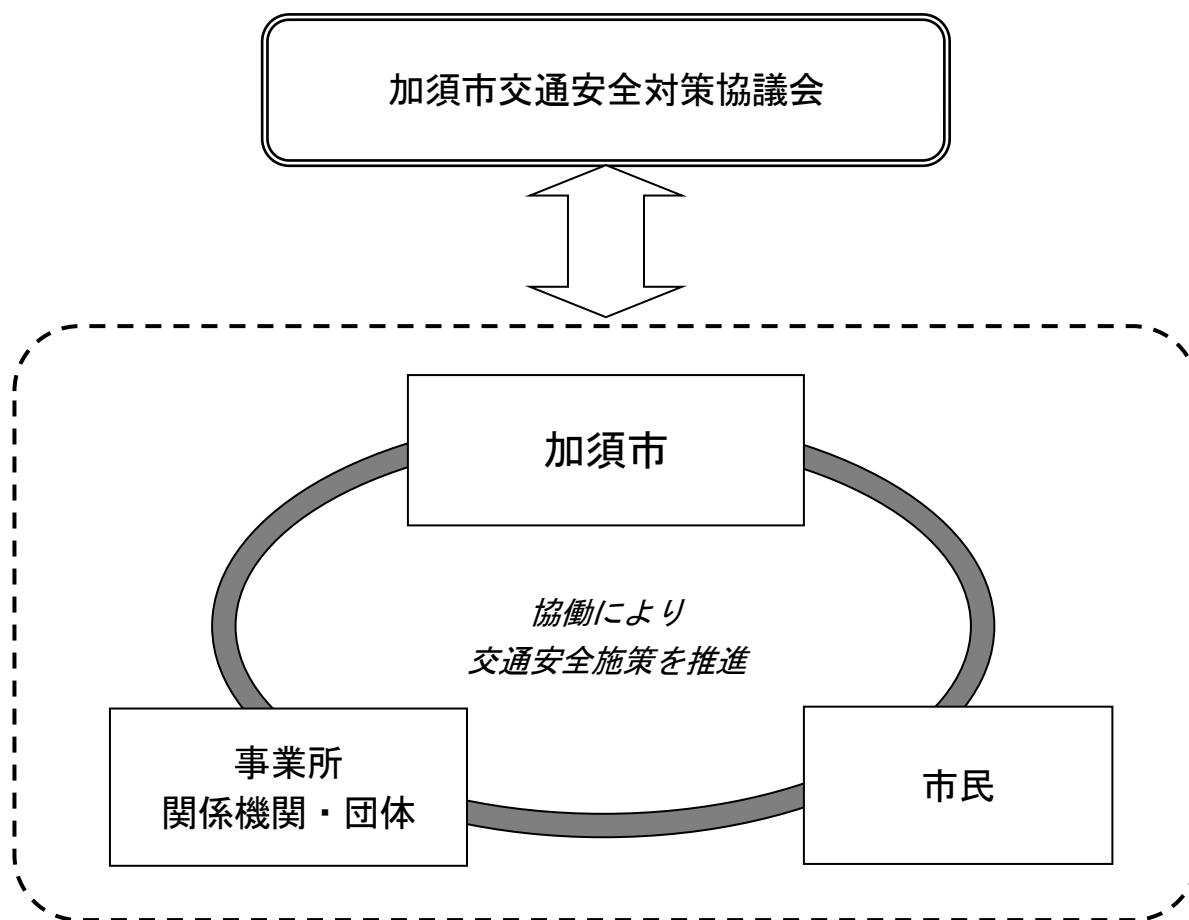
特に、「自分の身は自分で守る」ことを心がけ、車に乗ったらシートベルトを着用する、夜間に外出するときは反射材を着用するなどの習慣づけや、市、事業所、関係機関・団体が行う交通安全運動や交通安全教室などの積極的な参加が求められます。

4 加須市交通安全対策協議会

「事業所、関係機関・団体」「市民」の代表で組織されている「加須市交通安全対策協議会」で、交通安全対策の推進に関し協議を行うとともに、各施策の推進体制の強化を図ります。

また、本計画に定める各施策の進行管理を行います。

【推進体制のイメージ図】



○加須市自転車の安全利用に関する条例

平成29年3月17日
条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全な利用に関し、自転車利用者、市民、市、事業者、関係団体等の責務を明らかにすることにより、自転車事故の防止及び自転車の安全な利用の推進を図り、もって市民の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車利用者 市内において自転車を利用する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (4) 関係団体 交通安全に関する活動を行う団体及び自転車の安全な利用に関する市の施策に協力する団体をいう。
- (5) 自転車小売業者 自転車の小売を業とする者をいう。
- (6) レンタサイクル業者 観光、通勤、通学等のために自転車を利用しようとする者に対し、自転車を貸し出すことを業とする者をいう。
- (7) 保育所・幼稚園等 次に掲げる教育・保育施設をいう。
 - ア 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する施設をいう。
 - イ 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する施設をいう。
 - ウ 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する施設をいう。
 - エ 認可外保育施設 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業又は同法第39条第1項に規定する業務を行うことを目的とする施設であつて、同法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないものをいう。
- (8) 学校 学校教育法第1条に規定する小学校及び中学校をいう。
- (9) 幼児 小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- (10) 児童生徒 学校に就学する者をいう。
- (11) 高齢者 70歳以上の者をいう。
- (12) 自転車損害保険等 自転車が関係する事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。
- (13) 自転車交通安全教育 自転車の安全な利用に関する交通安全教育をいう。

(自転車利用者の責務)

第3条 自転車利用者は、車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通法、埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例（平成23年埼玉県条例第60号）その他関係法令を遵守するとともに、次に掲げる事項に留意し、自転車の安全な利用に努めなければならない。

- (1) 車道通行を原則とし、車道を通行する場合にあつては、その左側を通行すること。
- (2) 次に掲げる歩道を通行することができる場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行すること。ただし、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、一時停止し、又は自転車を押して歩くこと。
 - ア 13歳未満の者が自転車を運転している場合
 - イ 高齢者が自転車を運転している場合
 - ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる障害を有する者が自転車を運転している場合
 - エ 道路標識等により自転車が当該歩道を通行することができることとされている場合
 - オ 車道又は交通の状況に照らして当該自転車の通行の安全を確保するため当該自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められる場合
- (3) 信号機のない交差点を通行するときは、一時停止の標識等を遵守し、安全の確認を行うこと。
- (4) 信号機のある交差点を通行するときは、その信号を遵守するとともに、安全の確認を行うこと。
- (5) 夜間は、前照灯を点灯し、歩行者及び他の車両から認識しやすいようにすること。

- (6) 傘を差し、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で運転しないこと。
- (7) 携帯電話その他の携帯端末、イヤホン（補聴器を除く。）又はヘッドホンを使用しながら運転しないこと。
- (8) 酒気を帯びて運転しないこと。
- (9) 他の者を乗車させて運転しないこと（幼児を乗車させる場合を除く。）。
- (10) 他の自転車と並進しないこと。
- (11) たばこを吸いながら運転しないこと。
- (12) 公共の場所に自転車を放置しないこと。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるような運転をしないこと。

2 自転車利用者は、乗車用ヘルメットの着用に努めなければならない。

3 自転車利用者は、自転車に関係する交通事故の防止に関する知識の習得及び自転車損害保険等への加入に努めなければならない。

4 自転車利用者は、その利用する自転車の定期的な点検及び整備をするとともに、反射器材の装着その他の交通安全対策に努めなければならない。

5 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項の防犯登録を受けるとともに、自転車の盗難防止のための施錠その他の防犯対策に努めなければならない。

6 自転車利用者は、市又は警察署が実施する自転車の安全な利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、自転車の安全な利用に関する理解を深め、交通事故の防止に努めるとともに、家庭、職場、保育所・幼稚園等、学校、地域社会等において、自転車の安全な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 市民は、市又は警察署が実施する自転車の安全な利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市の責務）

第5条 市は、警察署、自転車利用者、市民、事業者、関係団体等との連携及び協力の下に、自転車の安全な利用に関する施策を計画的に推進するものとする。

2 市は、市民及び自転車利用者に対し、乗車用ヘルメットの着用を推進するとともに、自転車交通安全教育を行うものとする。

3 市は、自転車の安全な利用に関し、市民及び自転車利用者の理解及び協力が得られるよう啓発活動及び広報活動を行うものとする。

4 市は、自転車利用者の自転車損害保険等への加入を促進するため、啓発活動及び広報活動を行うものとする。

5 市は、自転車の安全な利用を図るため、歩行者及び車両が安全に通行することができる道路環境の整備に努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、従業員に対し、自転車の安全な利用に関する啓発に努めなければならない。

2 事業者は、自転車の安全な利用に関する理解を深め、自転車の安全な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

3 事業者は、市又は警察署が実施する自転車の安全な利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（関係団体の責務）

第7条 関係団体は、自転車の安全な利用に関する啓発に努めなければならない。

2 関係団体は、自転車の安全な利用に関する理解を深め、自転車の安全な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

3 関係団体は、市又は警察署が実施する自転車の安全な利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（自転車小売業者の責務）

第8条 自転車小売業者は、自転車の販売又は点検若しくは整備をするに当たって、自転車利用者に対し、自転車に関係する交通事故の防止に関する知識の習得、自転車の定期的な点検及び整備、自転車損害保険等への加入の必要性、盗難対策、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全な利用に関する情報の提供及び助言をするよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、市又は警察署が実施する自転車の安全な利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(レンタサイクル業者の責務)

第9条 レンタサイクル業者は、自転車を貸し出すときは、その自転車利用者に対し、自転車の安全な利用に関する情報の提供及び助言をするよう努めなければならない。

2 レンタサイクル業者は、貸出用の自転車の点検及び整備を十分に行わなければならない。

3 レンタサイクル業者は、市又は警察署が実施する自転車の安全な利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(保育所・幼稚園等及び学校の責務)

第10条 保育所・幼稚園等及び学校は、その幼児及び児童生徒に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車交通安全教育を行うものとする。

2 保育所・幼稚園等及び学校は、その幼児及び児童生徒を保護する責任のある者（以下「保護者」という。）に対し、自転車損害保険等への加入、自転車の安全な利用その他の交通安全啓発に努めなければならない。

3 保育所・幼稚園等及び学校は、市又は警察署が実施する自転車の安全な利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(保護者等の責務)

第11条 保護者は、その幼児及び児童生徒に対し、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

2 保護者は、その幼児及び児童生徒に対し、自転車の安全な利用その他の交通安全教育に努めなければならない。

3 保護者は、その幼児が自転車を利用するときは、交通事故に遭わないよう見守るとともに、夜間及び雨天等の天候の悪い日は自転車の利用を控えさせなければならない。

4 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策について助言をするよう努めなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年5月1日から施行する。

○加須市交通安全対策協議会条例

平成22年3月23日
条例第118号

(設置)

第1条 加須市における交通安全対策を樹立し、交通事故防止に必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、加須市交通安全対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項を調査審議する。

- (1) 交通安全施設の整備改善計画樹立に関すること。
- (2) 道路環境の整備促進に関すること。
- (3) 交通安全教育及び交通安全運動に関すること。
- (4) 踏切事故防止に関すること。
- (5) 自転車放置整理区域の指定及び自転車対策等に関すること。
- (6) 前各号のほか、交通安全対策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
 - (2) 市内の公共的団体等の代表者
 - (3) 民間企業、民間団体等の代表者
 - (4) 市以外の関係行政機関の職員
- (平成31条例1・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、必要があるときは、委員以外の者の意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、環境安全部交通防犯課で処理する。

(平成26条例1・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則(平成26年条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により委嘱され、又は任命された審議会等の委員(市議会の議員の身分を有していた者(第19条の規定による改正前の加須市都市計画審議会条例第2条第2項の規定により委嘱された者を除く。)を除く。)は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定により委嘱され、又は任命された審議会等の委員とみなす。

第2次加須市交通安全計画

令和3年3月発行

発行 加須市

編集 環境安全部 交通防犯課

〒347-8501 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1

電話 0480-62-1111（代表）